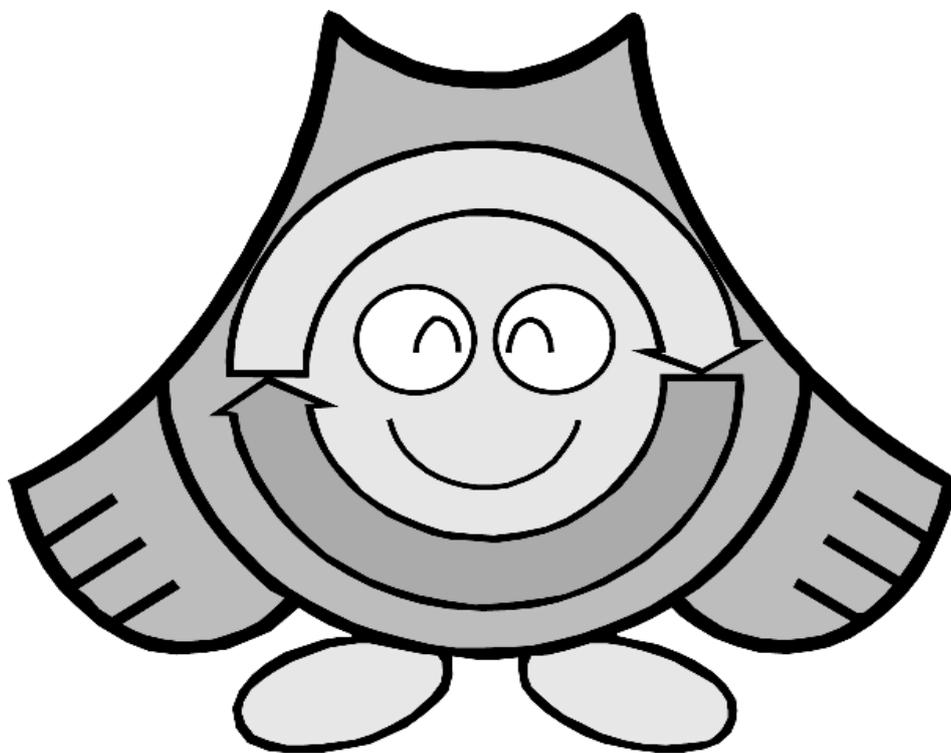


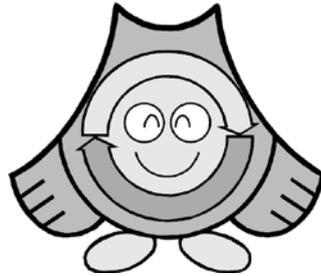
松戸市ごみ処理基本計画（素案）

環境にやさしいまちの実現に向け
みんなで考えみんなで行動する



平成 20 年 3 月（平成 26 年 3 月一部改正）

松戸市ごみ減らしシンボルキャラクター
『ク リ ン ク ル ち ゃ ん』



クリンクルちゃんのデザインは、松戸市の地図をモチーフとしたフクロウです。シンボルカラーの爽やかなグリーンは、松戸市のイメージカラーであり、いつまでも美しい緑の地球であるようにとの願いも込められています。

ごみのリサイクルをシンボライズした矢印を胸に抱き、いつもごみ問題について考えています。

クリンクルちゃんという名前は、平成2年に市民公募により名づけられました。

はじめに

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、私たちに物質的豊かさという恩恵をもたらしましたが、その一方で、限りある天然資源の枯渇問題や生態系の破壊、地球温暖化など多岐にわたる地球環境問題を引き起こしています。

今、これらの問題解決に向け、従来の社会の在り方やライフスタイルの見直しとともに、廃棄物を循環資源と位置付け、物質循環を確保することで天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減しようとする、いわゆる資源循環型社会の構築を図ることが必要とされています。

国においては、循環型社会の形成に向けて循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物処理法の改正や各種リサイクル法の整備を進め、また、廃棄物処理基本方針（平成 17 年 5 月改正）では、最終処分場延命の手段として廃プラスチックの熱回収（サーマルリサイクル）を、また、ごみ減量への経済的な誘因を働かせる手段としてごみ処理の有料化を示しています。

市では、今後の廃棄物処理の在り方を検討するため、平成 15 年度に廃棄物処理実態調査を行うとともに、平成 16 年度に「松戸市資源循環型社会構築検討委員会（以下、「委員会」と言う。）」を設置し、本市の廃棄物処理の方向性について、平成 17 年 3 月に提言をいただきました。提言には、発生抑制・再使用の取り組みを積極的に推進することや、より一層の資源化推進、ごみ処理体制の見直し（市民・事業者の減量・資源化等の自発的な取り組みへの支援等）、ごみ処理費用負担の適正化といった廃棄物処理の基本的な考え方や減量施策のあり方等が盛り込まれています。

今般、廃棄物処理に関連する法律の整備を含め廃棄物を取り巻く情勢の変化に対応し、資源循環型社会の構築に向けた取り組みを一層進めるため、ごみ処理基本計画（平成 20 年 3 月策定）を見直しました。

本基本計画は、市民・事業者・市がそれぞれの役割を担い、協働することで資源循環型社会への変革を目指すものです。

皆様には、計画の趣旨を十分ご理解いただき、一層のご協力をお願い申し上げます。

平成 26 年 3 月

松戸市長 本郷谷 健次

目 次

第1章 計画の基本的事項	
1. 計画の目的	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画期間	2
4. 計画の見直し	2
第2章 ごみ処理における現状と課題	
I ごみ処理の現状	3
1. ごみの発生量	3
2. ごみ質	4
3. 焼却処理量	5
4. 資源ごみ収集量	6
5. リサイクル率	7
6. 最終処分量	8
7. ごみ処理経費	9
II ごみ処理における課題	10
1. 発生排出段階	10
2. 収集段階	11
3. 処理・処分段階	11
(1) 中間処理段階	11
(2) 最終処分段階	12
4. ごみ処理コスト	12
第3章 計画フレーム	
1. 目指すべき将来像	13
2. 基本方針	13
3. 資源循環型社会の構築に向けた取り組みの順序	14
4. 各主体の果たす役割	15
5. 将来ごみ量の予測	16~17
6. 計画目標の設定	18
■ 原 単 位	19
■ リサイクル率	20
■ 焼却処理量	21
■ 最終処分量	22

第4章 目標を達成するための施策	23
I ごみの減量・資源化等の推進	24
1. 出てくるごみを減らす（リデュース）	24
(1) 環境にやさしい行動のための意識啓発	24
(2) 松戸市ごみ減量・リサイクル協力店制度の充実	25
(3) 生ごみの減量	26
(4) 分別排出の徹底	26
(5) 廃棄物減量等推進員（クリンクル推進員）制度の充実	27
(6) 家庭ごみの有料化	27
(7) 事業系ごみ対策	28
① 多量排出事業者対策	28
② 多量排出事業者以外の事業者対策	29
③ 事業系ごみの排出基準・受入基準の見直し	29
④ 廃棄物処理手数料の見直し	30
2. ごみにしないで繰り返し使う（リユース）	31
(1) 再使用の促進	31
(2) 粗大ごみの再使用促進	31
(3) リユース食器の利用促進	32
3. 資源として活用する（リサイクル）	33
(1) 集団回収の推進	33
(2) 小型家電製品のリサイクルの推進	33
(3) 剪定枝等の資源化	34
(4) 食品残渣の資源化	34
4. 環境・ごみの減量・リサイクル学習の充実	35
5. 市民・事業者・市の連携	35
II ごみの適正処理の推進	36
1. 収集計画	36
(1) 家庭系ごみの収集体制	36
(2) 事業系ごみの収集体制	36
(3) クリーンエネルギー自動車の導入	36
2. 中間処理計画	37
(1) 焼却処理	37～38
(2) 資源選別処理	39
(3) 圧縮梱包処理	39
(4) 粗大ごみ処理	40
(5) 環境保全対策	40
3. 最終処分計画	40
(1) 日暮最終処分場	40
(2) 直営最終処分場の確保	41
(3) 広域最終処分場の建設促進	41

	(4) 民間最終処分場の確保	41
	4. 災害時等におけるごみ処理対策	41
	5. 不法投棄対策の推進	42
	6. 在宅医療廃棄物の処理	42
	7. 適正処理困難物等の処理	42
第5章	計画の推進	
	1. ごみ処理基本計画の進行管理	43
	2. 情報公開	43
	3. コスト管理	43
資 料	用語集	44～47
	市処理施設概要	48～49
	国・千葉県の目標値	50

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の目的
2. 計画の位置付け
3. 計画期間
4. 計画の見直し

第1章 計画の基本的事項

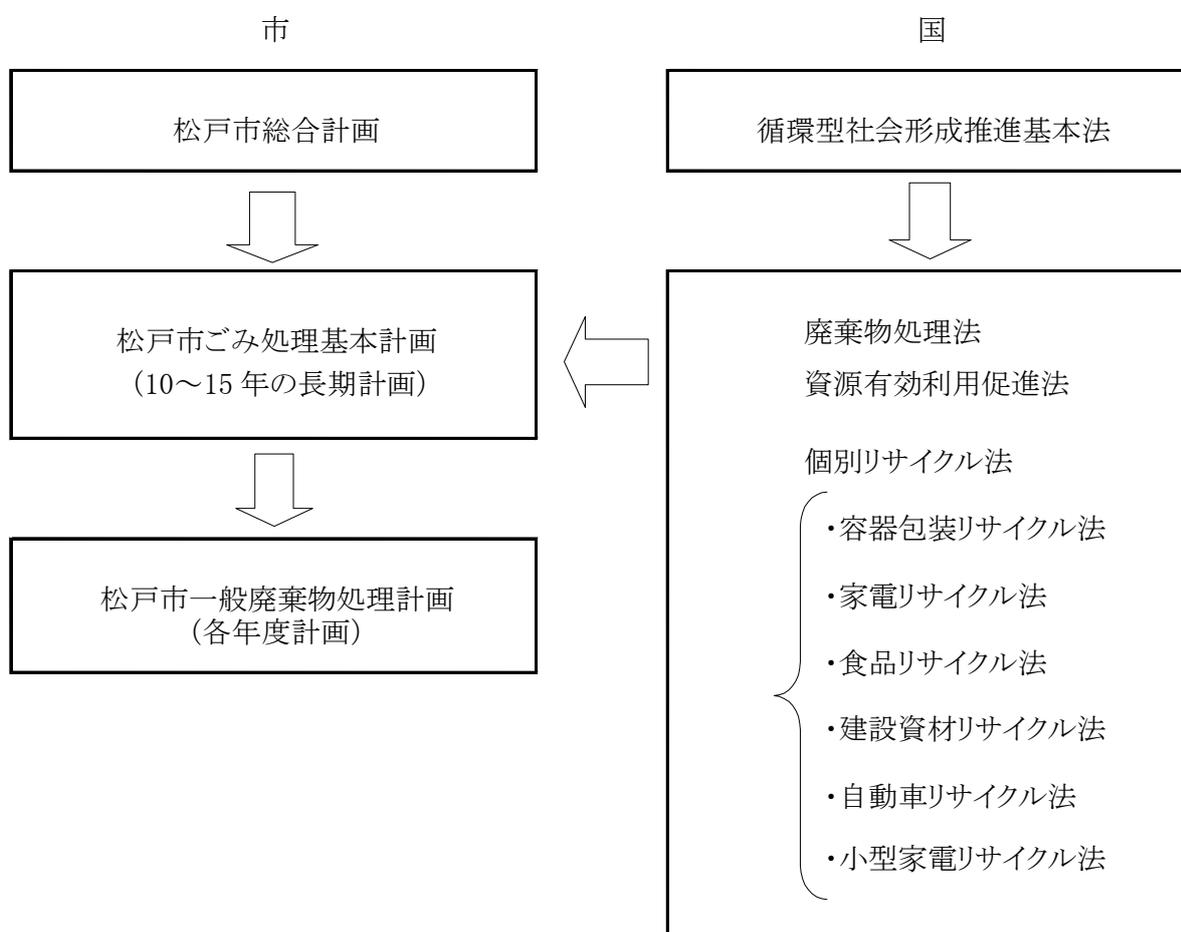
1 計画の目的

「ごみ処理基本計画」（以下「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）の規定により、市域で発生する一般廃棄物（ごみ）の処理に関して定める長期計画で、資源循環型社会の構築に向けて、長期的・総合的な視点から本市におけるごみ減量・資源化および適正処理を推進するために、ごみ処理の基本方針を明らかにするものです。

2 計画の位置付け

本計画は、循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法などの関係法令等を踏まえ、松戸市総合計画で示す本市のごみ処理行政に係る具体的な計画として位置付けるもので、一般廃棄物（ごみ）処理に関する最上位計画です。

松戸市ごみ処理基本計画の位置付け

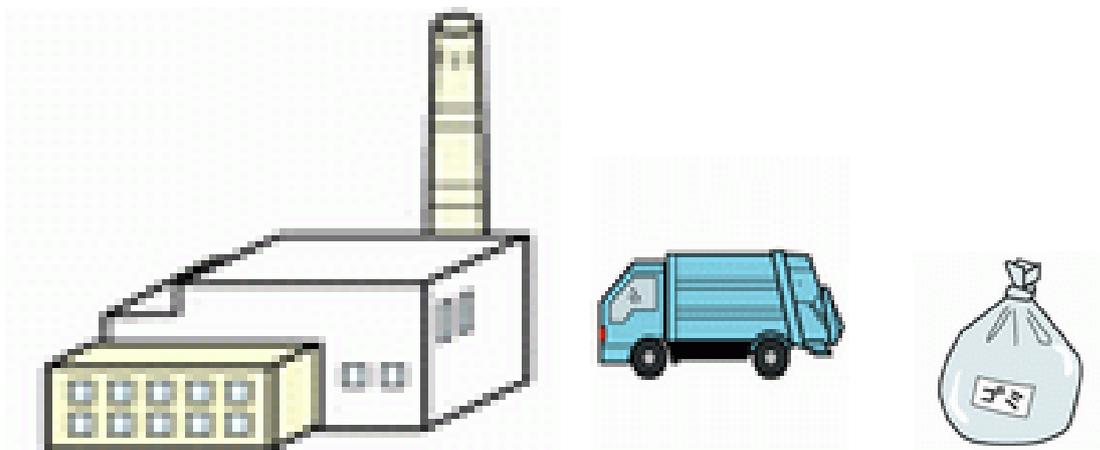
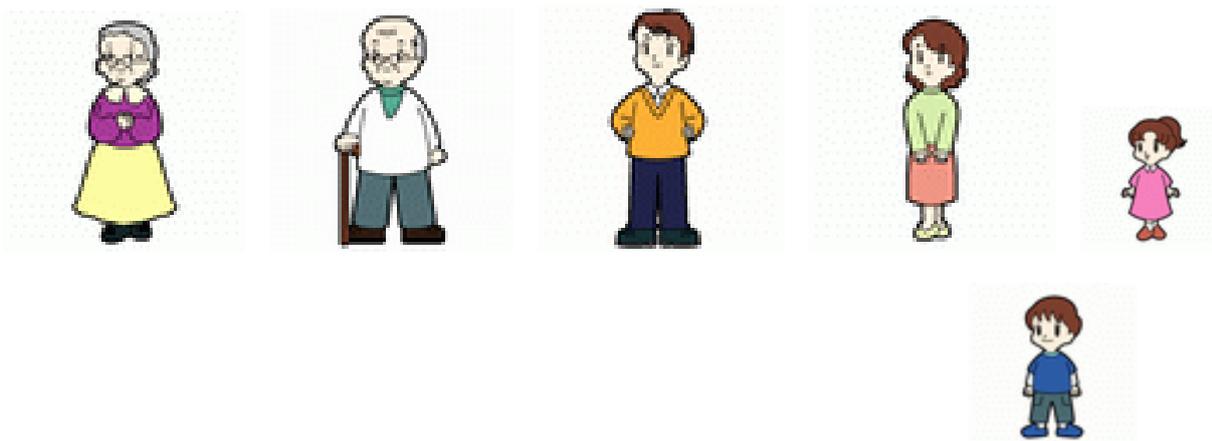


3 計画期間

本計画の期間は、平成 20 年度（2008 年度）を初年度として、松戸市総合計画期間の平成 32 年度（2020 年度）までとします。なお、一部改正による計画期間は、平成 25 年度から平成 32 年度となります。

4 計画の見直し

本計画は、概ね 5 年を目途に見直しを行うこととします。ただし、法令等の改正など廃棄物を取り巻く社会情勢が急激に変化した場合は、必要に応じて見直しを行います。なお、本計画の内容は、平成 20 年度に策定したものをベースとして、見直しを行ったものです。



第2章 ごみ処理における現状と課題

I ごみ処理の現状

1. ごみの発生量
2. ごみ質
3. 焼却処理量
4. 資源ごみ収集量
5. リサイクル率
6. 最終処分量
7. ごみ処理経費

II ごみ処理における課題

1. 発生排出段階
2. 収集段階
3. 処理・処分段階
 - (1) 中間処理段階
 - (2) 最終処分段階
4. ごみ処理コスト

第2章 ごみ処理の現状と課題

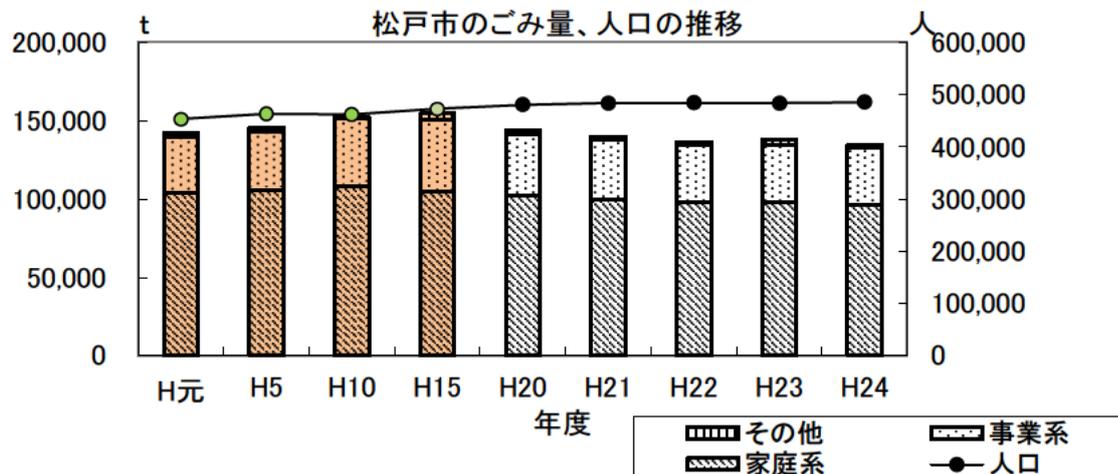
I. ごみ処理の現状

1. ごみの発生量

本市におけるごみ量は、人口の増加とともに微増傾向を示してきましたが、近年は横ばいの状況になっています。

平成24年度の総ごみ量（集団回収を除く）は、134,506tであり、市民一人一日当たりの排出量は（以下「原単位」という）766.8gでした。原単位は、平成21年度実績790.3gで改正前の計画目標値800gを下回り、さらに平成22年度769.4gに減少しましたが、その後は若干の増減がある程度となっています。

また、排出源別のごみ量は、平成22年度に家庭系原単位が552.3gまで下がったものの、その後はほぼ横ばいとなっています。一方、事業系ごみ量は、平成14年度に最大量となった後、緩やかに減少しつつあります。



総ごみ量および人口の推移

	H元	H5	H10	H15	H20	H21	H22	H23	H24
人口(人)	453,180	463,517	462,297	472,728	480,785	484,194	484,457	483,770	480,579
家庭系(t)	104,112	105,836	108,062	105,038	101,961	99,904	97,908	98,367	96,489
事業系(t)	35,345	37,012	43,243	45,678	39,321	37,725	36,654	36,280	36,255
その他(t)	2,872	2,808	1,020	3,809	2,773	2,048	1,813	1,842	1,762
合計(t)	142,329	145,656	152,326	154,524	144,055	139,677	136,375	136,489	134,506

※人口は、松戸市が公表している各年10月1日現在の最新の数値で、国勢調査後に修正されています。

原単位の推移

	H元	H5	H10	H15	H20	H21	H22	H23	H24
原単位(g/人・日)	860.5	864.5	902.7	893.1	820.9	790.3	769.4	770.9	766.8
家庭系(g/人・日)	629.4	628.2	640.4	607.0	581.0	565.3	552.3	555.6	550.1

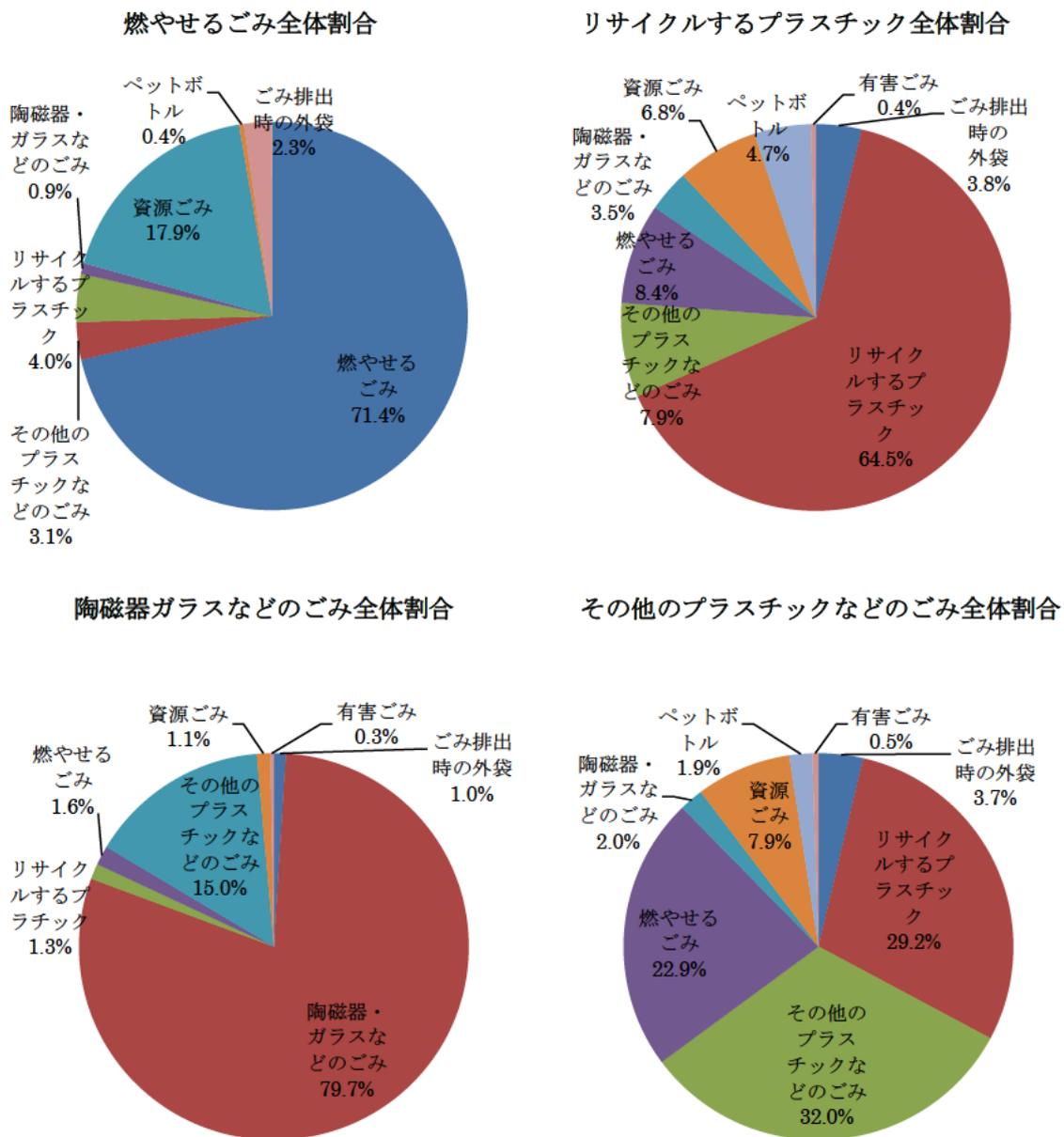
2. ごみ質

ごみ質については、平成 21 年度に実施した組成分析結果でみると、各分別ごみとして本来出すべきもの以外のごみが多く含まれています。

分別を遵守している割合（分別ルールどおり出されているごみ）は、「燃やせるごみ」71.4%、「リサイクルするプラスチック」64.5%になり、「その他のプラスチックなどのごみ」については32.0%とかなり低い状況にあります。

さらに、それぞれの中身をみると、「燃やせるごみ」には17.9%、「リサイクルするプラスチック」には6.8%、「その他のプラスチックなどのごみ」には7.9%の資源ごみが含まれていました。

家庭系ごみ組成分析調査結果

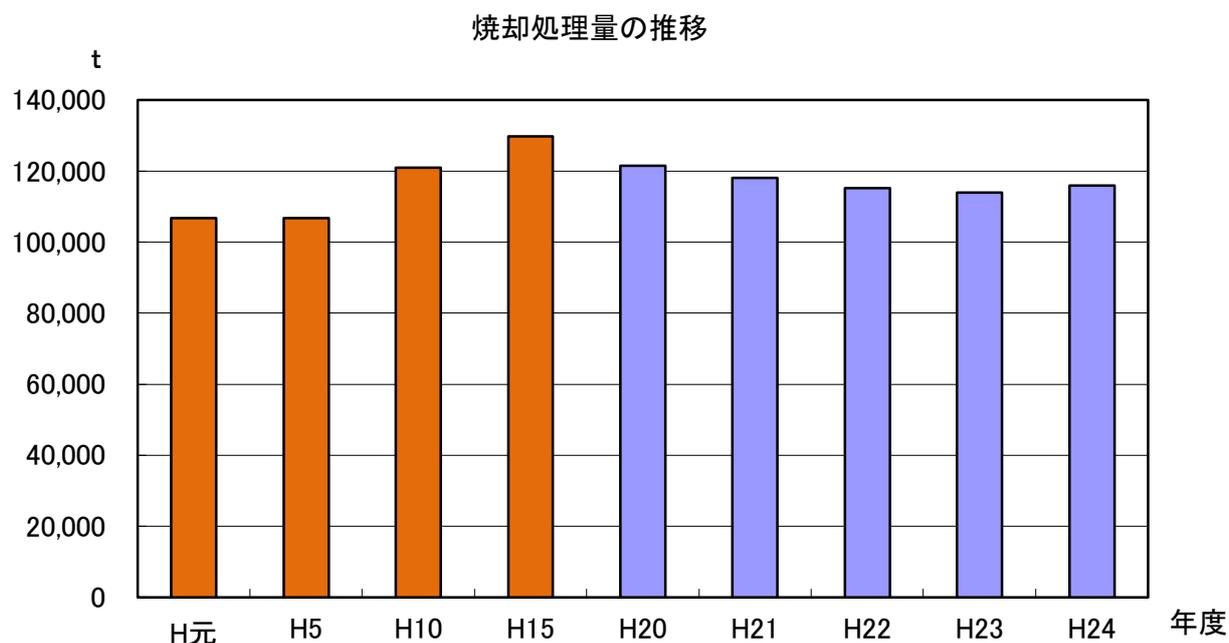


平成 21 年度組成分析調査結果より

3. 焼却処理量

焼却処理量の推移を見ると、平成 13 年度からは分別収集変更に伴い、その他プラスチックなどのごみを焼却することで処理量は増加しましたが、平成 15 年度の 129,712 t をピークに近年は減少傾向を示しています。

なお、平成 24 年度の焼却処理量は 116,007 t であり、改正前の計画目標値 (106,000t/年) にはまだ達していません。



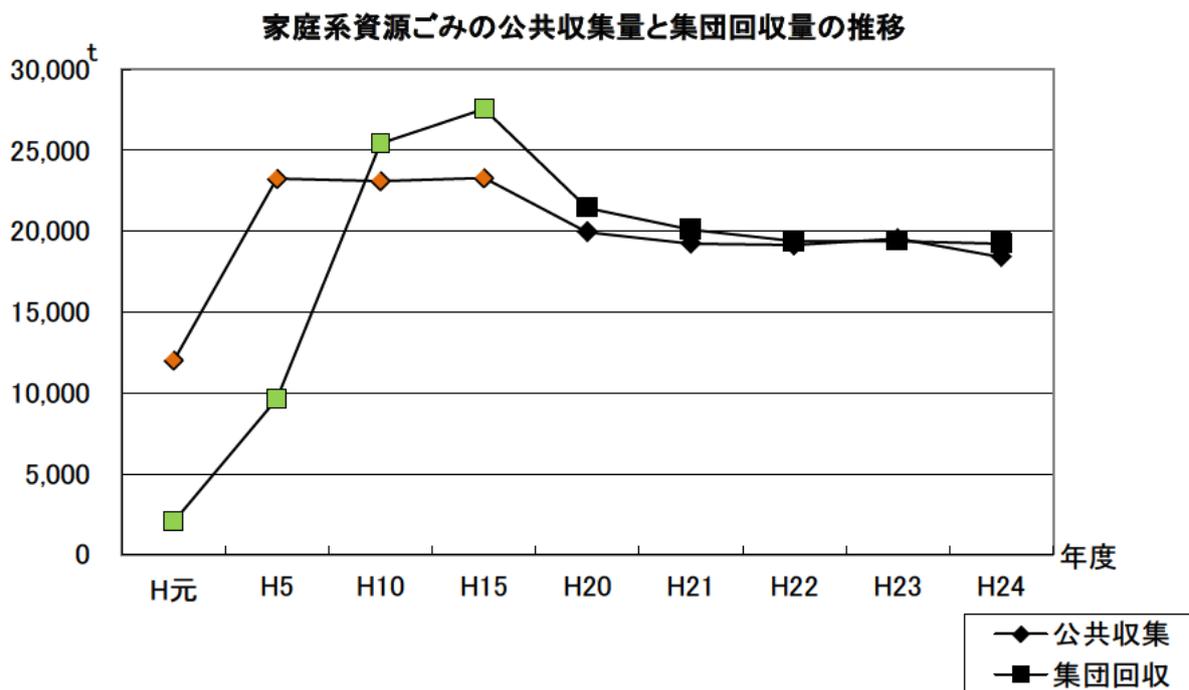
焼却処理量の推移

	H元	H5	H10	H15	H20	H21	H22	H23	H24
焼却処理量(t)	106,688	106,812	121,065	129,712	121,454	118,187	115,233	114,021	116,007

4. 資源ごみ収集量

家庭系の資源ごみ収集量（集団回収を含む）は、集団回収方式の導入以来、その回収量は順調に増加傾向を示し、平成 13 年度に容器包装リサイクル法に基づくプラスチックの資源化での分別変更により、その量はさらに増加しました。平成 17 年度をピークに、近年は減少傾向にあります。

また、公共収集量と集団回収量を比較すると、平成 10 年度から概ね集団回収量が公共収集量を上回っています。



家庭系資源ごみの公共収集量・集団回収量

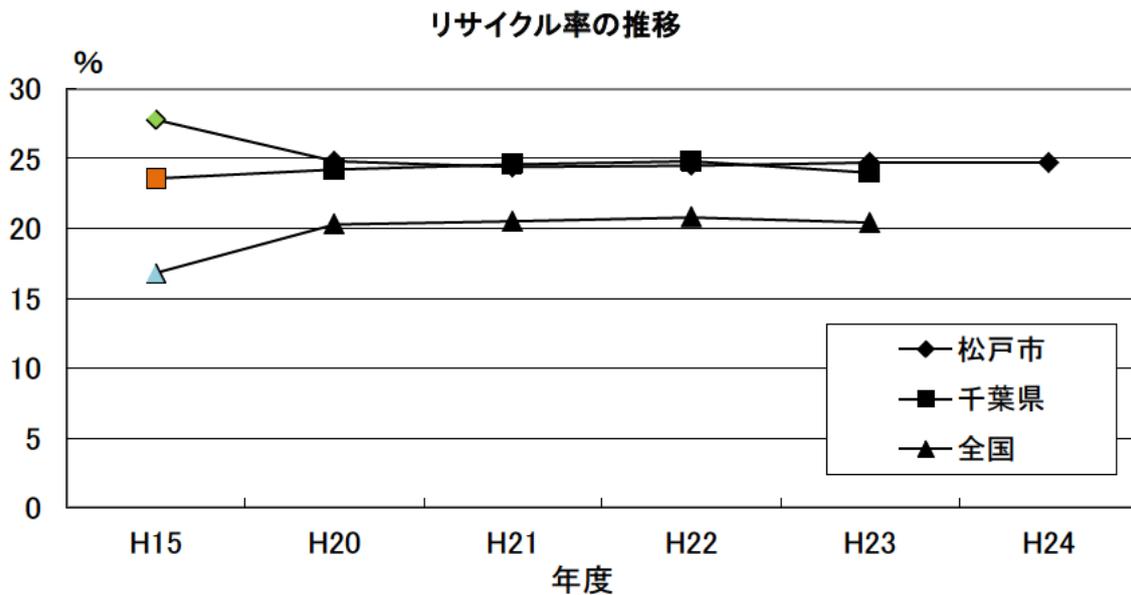
	H元	H5	H10	H15	H20	H21	H22	H23	H24
公共収集(t)	12,007	23,243	23,098	23,283	19,939	19,227	19,127	19,526	18,407
集団回収(t)	2,037	9,639	25,412	27,578	21,448	20,104	19,367	19,393	19,239
合計(t)	14,045	32,882	48,510	50,861	41,387	39,331	38,494	38,919	37,646

※家庭系資源ごみの公共収集量には、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック資源化対象物である「リサイクルするプラスチック」と「ペットボトル」を含みます。

5. リサイクル率

本市のリサイクル率（集団回収を含む）は、全国および千葉県平均を上回っていましたが、平成 21・22 年度は千葉県平均を下回ってしまいました。しかし、平成 23 年度には 0.7 ポイント上回りました。また、その推移を見ると、近年は横ばいの状況になっています。

なお、平成 24 年度のリサイクル率は 24.3%であり、改正前の計画目標値（35%以上）には 10.7 ポイント達していません。



リサイクル率の推移

	H元	H5	H10	H15	H20	H21	H22	H23	H24
松戸市 (%)	—	—	—	27.8	24.8	24.4	24.5	24.7	24.3
千葉県 (%)	—	—	—	23.6	24.2	24.6	24.8	24.0	—
全国 (%)	—	—	—	16.8	20.3	20.5	20.8	20.4	—

※平成元年度、平成 5 年度、平成 10 年度は集計方法が異なるため、未掲載としました。

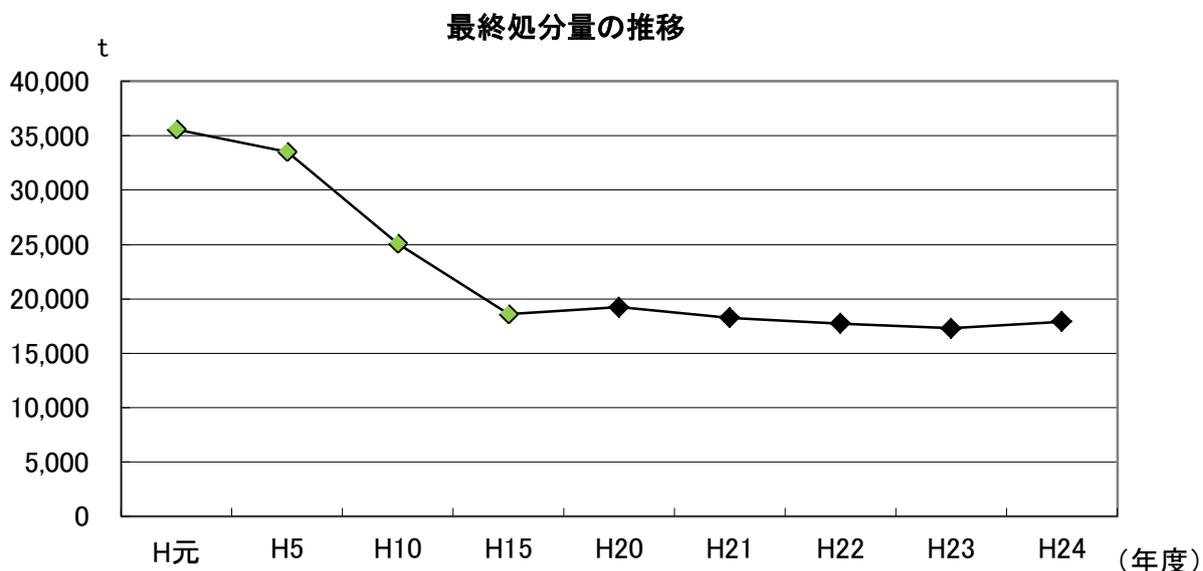
$$\text{リサイクル率 (\%)} = \frac{\text{総資源化量 (公共資源化量 + 集団回収量)}}{\text{総ごみ量 (公共処理量 + 集団回収量)}} \times 100$$

6. 最終処分量

過去10年間の最終処分量の推移を見ると、分別収集の変更を行った平成13年度からは、「リサイクルするプラスチック（容器包装プラスチック）」の資源化や焼却灰のエコセメント化、「その他プラスチックなどのごみ」の焼却処理により減少してきましたが、近年は横ばいの状況です。

なお、平成24年度（令和6年度）の最終処分量は17,900 tであり、改正前の計画目標値（11,000 t以下）には6,900 t達していません。

また、市内に最終処分場を確保することが困難な本市は、最終処分のほぼ全量を市外の民間事業者に委ねております。



最終処分量の推移

	H元	H5	H10	H15	H20	H21	H22	H23	H24
最終処分量 (t)	35,587	33,520	25,087	18,598	19,237	18,270	17,733	17,307	17,900

最終処分内訳

	H元	H5	H10	H15	H20	H21	H22	H23	H24
圧縮ごみ (t)	—	—	6,221	1,281	1,449	1,572	1,482	1,175	1,169
焼却灰 (t)	—	—	15,703	14,383	14,656	14,287	13,915	13,772	14,702
資源残渣 (t)	—	—	3,162	2,933	3,132	2,411	2,336	2,361	2,029

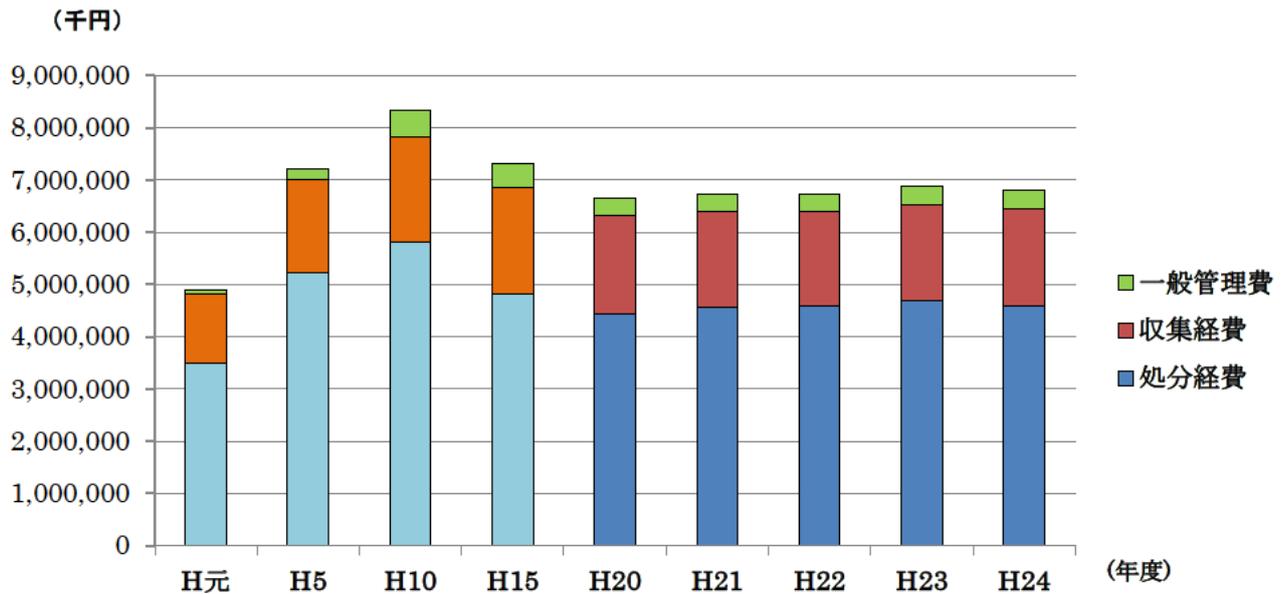
※平成元年度、平成5年度は集計方法が異なるため、未掲載としました。

7. ごみ処理経費

ごみ処理経費は、平成 13 年度に、これまで埋立していたプラスチックを容器包装リサイクル法に基づき資源化したことや5分別から8分別収集への変更によりごみが減量したことで、大幅な削減が図られました。その後も、委託費の見直しや人員の削減等に努めていますが、近年は横ばいの状況にあります。

なお、平成 24 年度のごみ処理経費は 68 億 8 百万円であり、ごみ 1 トン当たりの処理経費は 50,617 円、1 世帯当たりで 32,380 円、市民 1 人当たりで 14,167 円の負担となっています。

ごみ処理経費の推移



ごみ処理経費の推移

	H元	H5	H10	H15	H20	H21	H22	H23	H24
ごみ処理経費(千円)	4,894,361	7,210,650	8,333,010	7,311,651	6,646,252	6,734,901	6,740,846	6,876,250	6,808,337
一般会計に占める割合(%)	6.1	6.1	7.5	6.5	5.7	5.5	5.4	5.4	5.3

ごみ処理経費内訳

	H元	H5	H10	H15	H20	H21	H22	H23	H24
一般管理費(千円)	65,548	205,000	518,940	458,786	331,723	344,464	340,337	350,863	359,010
収集経費(千円)	1,326,402	1,777,862	2,000,944	2,031,992	1,871,149	1,817,815	1,798,226	1,830,702	1,841,597
処分経費(千円)	3,502,411	5,227,788	5,813,125	4,820,872	4,443,381	4,572,621	4,602,283	4,694,685	4,607,729

ごみ処理コスト

	H元	H5	H10	H15	H20	H21	H22	H23	H24
1t あたりの経費(円)	34,388	49,505	54,705	47,242	46,137	48,218	49,429	50,380	50,617
1人あたりの経費(円)	10,800	15,556	18,025	15,467	13,824	13,910	13,880	14,214	14,167

II ごみ処理における課題

資源循環型社会の構築に向け、ごみの排出を抑制し、適正な循環的利用を促進するためには、市民・事業者・市が適切な役割分担により、それぞれが積極的な取り組みを図ることが必要です。

取り組みについては、最初にごみの発生抑制（リデュース）、次に不用品の再使用（リユース）、最後に回収されたものを原材料として適正に利用する再生利用（リサイクル）や熱回収としての利用を行い、それでもやむを得ず循環的利用が行われないものについては適正な処分を行うという3Rの考え方とその優先順位を念頭におくことが重要です。

そのため、市からごみ処理の実態を正しく伝えながら、市民・事業者・市が、どのようにすれば発生抑制・再使用・再生利用につながるかといった情報を共有するとともに、それぞれの果たす役割を自覚し、行動することが求められています。

「3R」とは、

- ① Reduce(リデュース) : [発生抑制] 生産、流通、消費段階でごみの量を減らす
- ② Reuse(リユース) : [再使用] くりかえし使う、修理して使う
- ③ Recycle(リサイクル) : [再生利用] できるものは材料やエネルギーとして再生利用する

1. 発生排出段階

▽家庭系ごみ

市民は、自らがごみの排出者であるという自覚をもち、自らのライフスタイルを見直し、なるべくごみの排出をせず、再使用、再生利用に努めることが大切です。そして、ごみ問題に対する関心・理解を深め、資源循環型社会構築のための事業に積極的に参加・協力することが求められています。

市では、これまで家庭系ごみの排出抑制対策として、生ごみの自家処理を促進するための生ごみ処理容器購入費の補助、集団回収活動への支援、クリンクル協力店の認定、クリンクル推進員の設置を行うとともに、ごみ処理施設見学会「ごみツアー」の開催や広報・リサイクル通信およびパートナー講座等による多種多様な啓発事業などを実施してきました。今後は、これらの施策をさらに充実させるとともに、新たな施策の展開を図り、これまで以上にごみを極力出さないライフスタイルへの転換を促進していくことが必要です。

また、排出ごみの組成の状況を見ると資源化が可能なものが混入していることから、分別の徹底を図る必要があります。

▽事業系ごみ

事業者は、ごみの排出者として、その処理に責任があることを自覚し、自らの事業活動内容を見直し、なるべくごみの排出をせず、再使用、再生利用することに努めることが大切です。そして、ごみ問題に対する関心・理解を深め、資源循環型社会構築のための事業に積極的に参加・協力することが求められています。

事業者に対する市の取り組みは、減量・資源化マニュアル等による啓発などを行うとともに、ごみを多量に排出する事業者に対しては減量計画書の提出を求め指導を行っています。

事業系ごみの排出量は、ここ数年では減少が続いていますが、引き続き、事業者の意識改革を促進するとともに、ごみ処理状況届出制度により排出実態を把握し、より適切な指導にあたるなど、さらに、ごみの減量とリサイクルの促進を図っていく必要があります。

2. 収集段階

収集段階での市の役割としては、処分および再生利用の方法に配慮し、ごみの種類に応じて分別収集するなど適切な収集を行うこと、さらに、地勢および人口分布に応じて効率的な収集を行うための配車体制の整備があります。

現在、収集体制については、ステーション収集方式で行っていますが、カラスなどの動物によるごみ散乱被害、排出時間・収集日や分別区分等を守らない排出ルール違反が見受けられるなどの問題があります。

これらの問題の解消に向けて、収集体制の見直しが必要となっています。

また、収集車両については、環境への影響を極力抑えたクリーンエネルギー自動車の導入を促進し、収集時の環境負荷の低減を図っていく必要があります。

3. 処理・処分段階

処理・処分での市の役割としては、資源循環型社会の構築に向けた必要な施策を踏まえ、中長期的なごみの発生量および質の変化に即して適切な処理を行うことができる体制を整備するとともに、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、それでもなお残ったものについては適正に処分するなど、適正処理の確保があります。

(1) 中間処理段階

市内には2か所の焼却処理施設と圧縮梱包処理施設および資源選別処理施設が各1施設あり、いずれも稼働から15年以上が経過し老朽化が進んでいます。排出されるごみを安定的かつ効率的に処理するためには、処理施設を計画的に整備する必要があります。

特に、クリーンセンターについては、昭和55年の稼働開始後、すでに33年が経過

することから、今後の焼却処理体制の検討が必要となっています。

また、中間処理においては、引き続き適正に処理するとともに、ごみの処理・処分の各段階での環境負荷の低減に向けた取り組みが求められています。

このため、ごみの中に含まれている資源物の回収を向上させ、焼却処理においては引き続き熱回収による発電や給湯等を行い、熱エネルギーを有効に利用するなど、中間処理段階での資源の再利用を推進する必要があります。

なお、粗大ごみについては、現在、家電製品類および金属類は資源リサイクルセンター、木製品類は和名ヶ谷クリーンセンター、大型プラスチック製品類は日暮クリーンセンターの3施設で処理していますが、中間処理後の残渣物は施設間移動を行って処理していることから、効率的な処理体制の確立が必要です。

(2) 最終処分段階

最終処分を市外・県外の民間事業者に委ねている本市は、さらなるごみの発生抑制や再使用、容器包装プラスチックおよび焼却残渣等の資源化などの再生利用を含む3Rの取り組みを推進していくことで、可能な限り最終処分量を少なくし、また、安定した最終処分先の確保に努める必要があります。

4. ごみ処理コスト

平成24年度のごみ処理経費は68億8百万円で、一般会計に占める割合は5.3%となっています。これは、ごみ1t当たりの処理経費が50,617円となり、市民1人が1年間に14,167円を負担していることとなります。

市全体の財政の健全化が求められている中、清掃事業についても一層の効率化、ごみ処理コストの削減に努めていく必要があります。

第3章 計画フレーム

1. 目指すべき将来像
2. 基本方針
3. 資源循環型社会の構築に向けた取り組みの順序
4. 各主体の果たす役割
5. 将来ごみ量の予測
6. 計画目標の設定
 - 原単位
 - リサイクル率
 - 焼却処理量
 - 最終処分量

第3章 計画フレーム

1. 目指すべき将来像

本市が目指すべき将来像は「人が地球生態系の一員として、また市民・事業者および市が協働して、資源の浪費とごみの排出を可能な限り少なくし、徹底した環境保全に努める社会（資源循環型社会）」とします。

2. 基本方針

本市が目指す資源循環型社会を構築するためには、市民・事業者および市が“なぜ構築しなければならないのか”、“何のために構築しなければならないのか”を理解し、「資源循環型社会」に向けて、各々の責任と自覚を踏まえた取り組みを積極的に行うことが必要です。

そこで市は、「資源循環型社会」を構築していく上での基盤となる3R施策（リデュース・リユース・リサイクル）について、市民の発意と協働を基本として推進していきます。

また、3R施策に取り組んだ上で、最終的に排出されるごみについては、できる限り環境への負荷の低減に努めながら、生活環境の保全上支障が生じないよう適正に処理していくこととします。

3. 資源循環型社会の構築に向けた取り組みの順序

資源循環型社会を構築するために、排出されたごみを資源化（リサイクル）するだけでなく、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を含めた3Rの積極的な取り組みを推進します。

この取り組みの順序は、次のとおりとします。

取り組みの順序

○1番目は、出てくるごみをできるだけ減らします。（リデュース）

※買い物袋の持参、過剰包装のお断り、使い捨て商品の見直しなど

○2番目は、物を大切にし、できるだけ長く使用するとともに、繰り返し使われるようにします。（リユース）

※修理してもう一度使う、詰め替え商品の利用、フリーマーケットやリサイクルショップ等の活用など

○3番目は、資源としてリサイクルします。（リサイクル）

※分別の徹底、集団回収への参加など

○4番目は、資源として使えない物は、燃やしてその熱を利用します。

※ごみを焼却した時に出る熱を発電や温水プールに利用するなど（リサイクル）

○最後は、環境への影響を抑えながら適正に処理します。（適正処理）

4. 各主体の果たす役割

資源循環型社会を構築していくためには、市のみならず、市民・事業者が一体となって施策を推進することが必要になります。そのために、それぞれが果たすべき役割は次のとおりとします。

○ 市民

市民は、消費者・地域住民として、自らがごみの排出者であることを認識するとともに、排出者としての責任を自覚し、資源循環型社会の構築に向け、ライフスタイルの見直しを行っていくものとします。

○ 事業者

事業者は、環境に配慮した事業活動に向け、排出者責任や拡大生産者責任を踏まえて、自ら排出するごみの発生を抑制するとともに、ごみ等の適正処理および資源としての循環的利用を行っていくものとします。

○ 市

市は、ごみの発生抑制や再使用に関し、適切に啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより市民・事業者の自主的な取り組みを促進していきます。

また、分別収集の推進や再生利用および熱回収等によるごみの適正な循環的利用に努めるとともに、処分しなければならないごみの適正な中間処理および最終処分を確保していきます。

5. 将来ごみ量の予測

これまでのごみ量の実績および、今後の人口推移予測を基に推移した場合のごみ量を予測すると次のようになります。

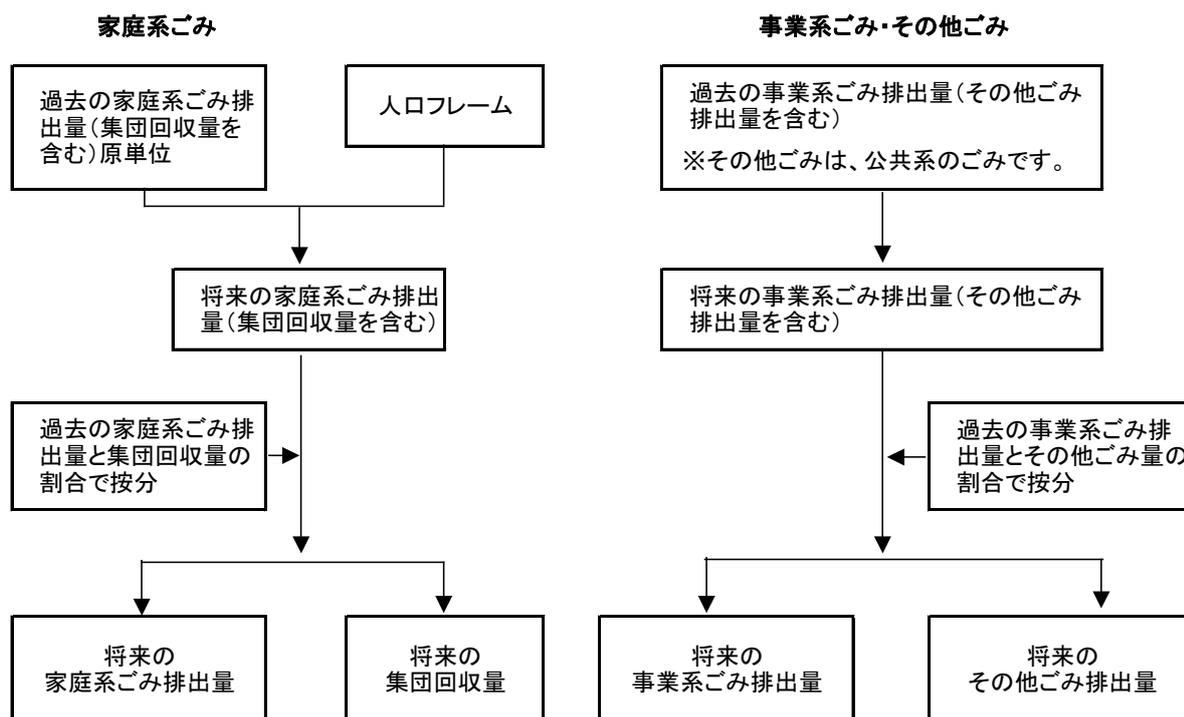
ごみ量予測結果

区分	年度 単位	実 績		予 測	
		h18 基準年度	h24	h29	h32
収集人口	人	474,934	480,579	476,000	474,000
家庭系ごみ量	t / 年	107,032	96,489	95,309	94,406
	g / 人・日	617.5	550.1	548.6	545.7
事業系ごみ量	t / 年	41,799	36,255	34,921	34,303
その他ごみ量	t / 年	3,205	1,762	1,641	1,561
合計	t / 年	152,036	134,506	131,871	130,270
	g / 人・日	877.2	766.8	759.1	753.0
集団回収量	t / 年	28,241	20,718	19,869	19,524
合計	t / 年	180,277	155,224	151,739	149,794
リサイクル量	t / 年	50,454	37,646	35,486	34,177
リサイクル率	%	28.0	24.3	23.4	22.8
焼却処理量	t / 年	125,997	116,007	114,786	113,152
最終処分量	t / 年	19,253	17,900	17,058	16,645

※収集人口推計値は、市総合計画の人口推計（平成22年まで）に基づき推計したものです。

※人口は、松戸市が公表している各年10月1日現在の最新の数値で、国勢調査後に修正されています。

将来ごみ量の予測



◆算出方法について

将来のごみ排出量は、家庭系（集団回収分を含む）・事業系（その他公共系を含む）に分けて過去の実績を基に予測します。

なお、過去の実績については、平成20年度～平成24年度の過去5年間とします。

6. 計画目標の設定

本市が目指す資源循環型社会を構築するために、市民・事業者・市がそれぞれの立場で考え行動していくための共通した具体的な目標を次のとおり設定します。

ここに掲げる数値目標は、最終年度での達成を見込んだものですが、早期達成に努めるとともに、達成した水準は維持し、また、さらに削減を進めるものとします。

計画目標

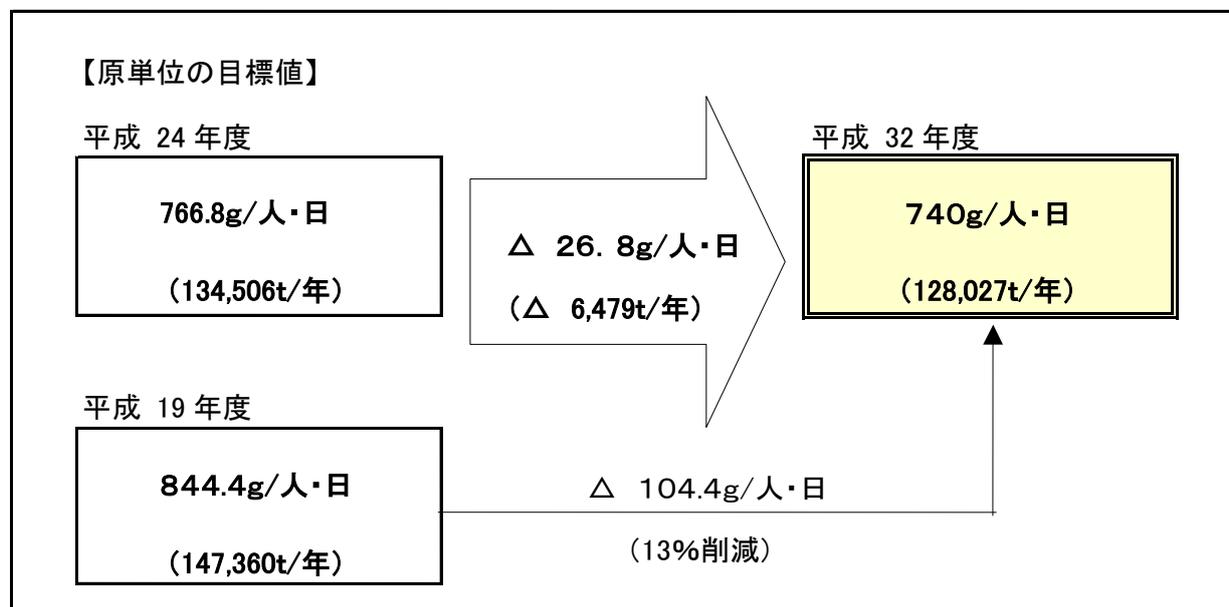
計画目標	計画年次（平成 32 年度）
原 単 位	7 4 0 g / 人 ・ 日
リサイクル率	3 0 % 以上
焼却処理量	106,000 t 以下 / 年
最終処分量	11,000 t 以下 / 年

■ 原単位

資源循環型社会を構築するためには、ごみの発生を抑制することが最も重要であるため、排出量の削減を目標とします。

排出量削減の目標については、家庭系・事業系・その他（公共系）ごみを合計した市民一人一日当たりの排出量（原単位）とします。

目標値 原単位：平成 32 年度 740 g/人・日



※原単位の目標値を 740g/人・日とすると、ごみ量は 740g/人・日×推計人口 474,000 人(h32)×365 日≒ 128,027t となります。

国の目標との関係

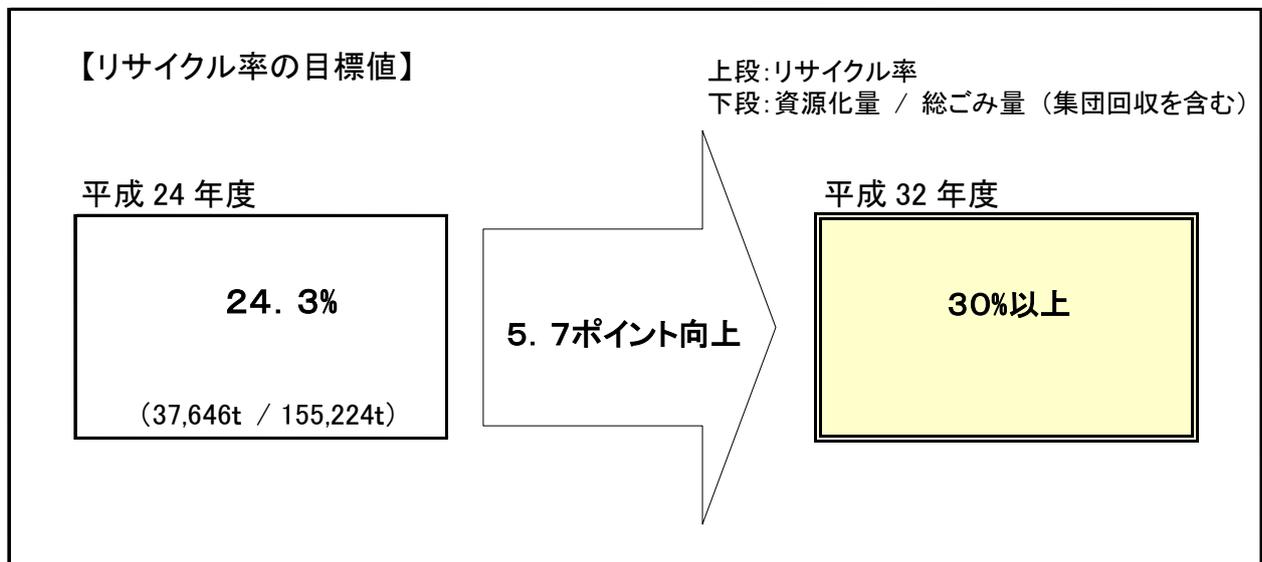
本市の市民一人一日当たりの排出量は、平成 24 年度 766.8g で平成 19 年度（国の目標基準年度）844.4g に対して約 9%の削減になっていますが、更に発生抑制・再使用を進めることとし、本計画の目標を原単位 740g とします。

なお、この目標値は、国の目標（平成 27 年度までに平成 19 年度比で 5%削減）を本市の目標年次である平成 32 年度まで延長した場合と同じ削減率約 8%にさらに 5ポイント上乗せした数値（13%削減）に相当します。

■ リサイクル率

ごみとして排出されたものは、可能な限り再生利用することが環境への負荷を低減するために必要です。そこで、総ごみ量に対する資源化量の割合であるリサイクル率を目標とします。

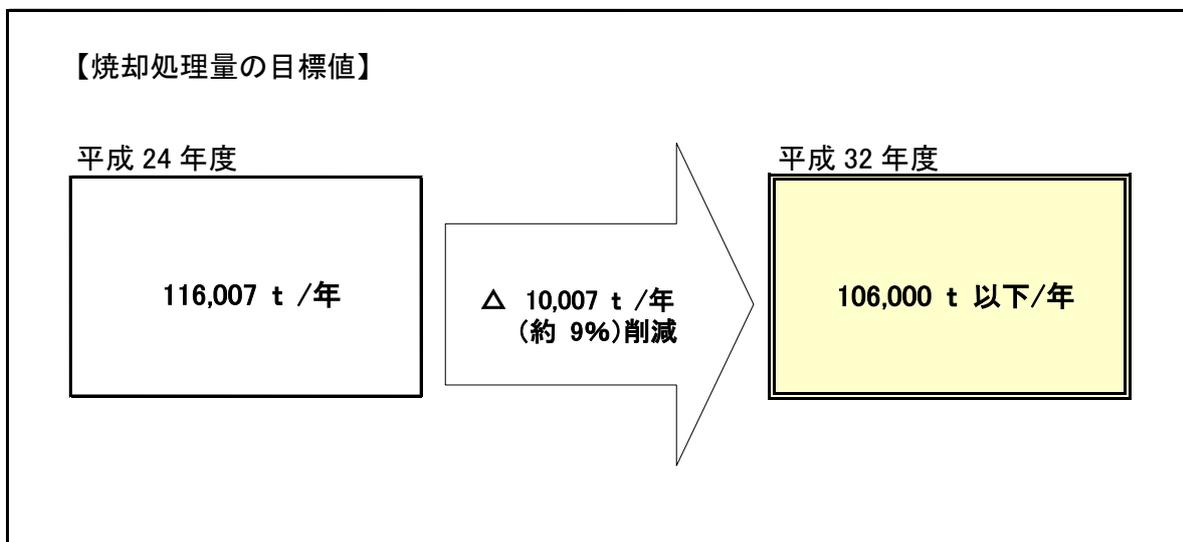
目標値 リサイクル率：平成 32 年度 30%以上



■焼却処理量

焼却処理による環境への負荷を低減するため、市焼却処理施設での処理量を目標とします。

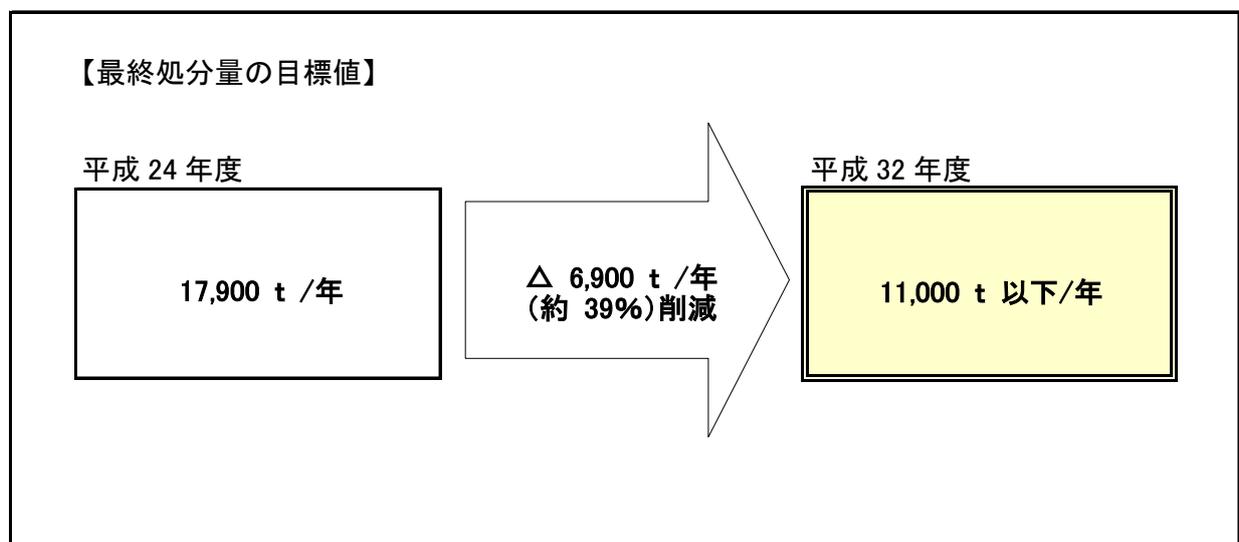
目標値 焼却処理量：平成 32 年度 106,000 t 以下/年



■最終処分量

現在、中間処理を行ったあとの焼却灰や資源残渣は、市外で最終処分を行っています。最終処分による環境への負荷を低減するため、最終処分量を目標とします。

目標値 最終処分量：平成 32 年度 11,000 トン以下/年



第4章 目標を達成するための施策

I ごみの減量・資源化等の推進

1. 出てくるごみを減らす（リデュース）
2. ごみにしないで繰り返し使う（リユース）
3. 資源として活用する（リサイクル）
4. 環境・ごみの減量・リサイクル学習の充実
5. 市民・事業者・市の連携

II ごみの適正処理の推進

1. 収集計画
2. 中間処理計画
3. 最終処分計画
4. 災害時等におけるごみ処理対策
5. 不法投棄対策の推進
6. 在宅医療廃棄物の処理
7. 適正処理困難物等の処理

第4章 目標を達成するための施策

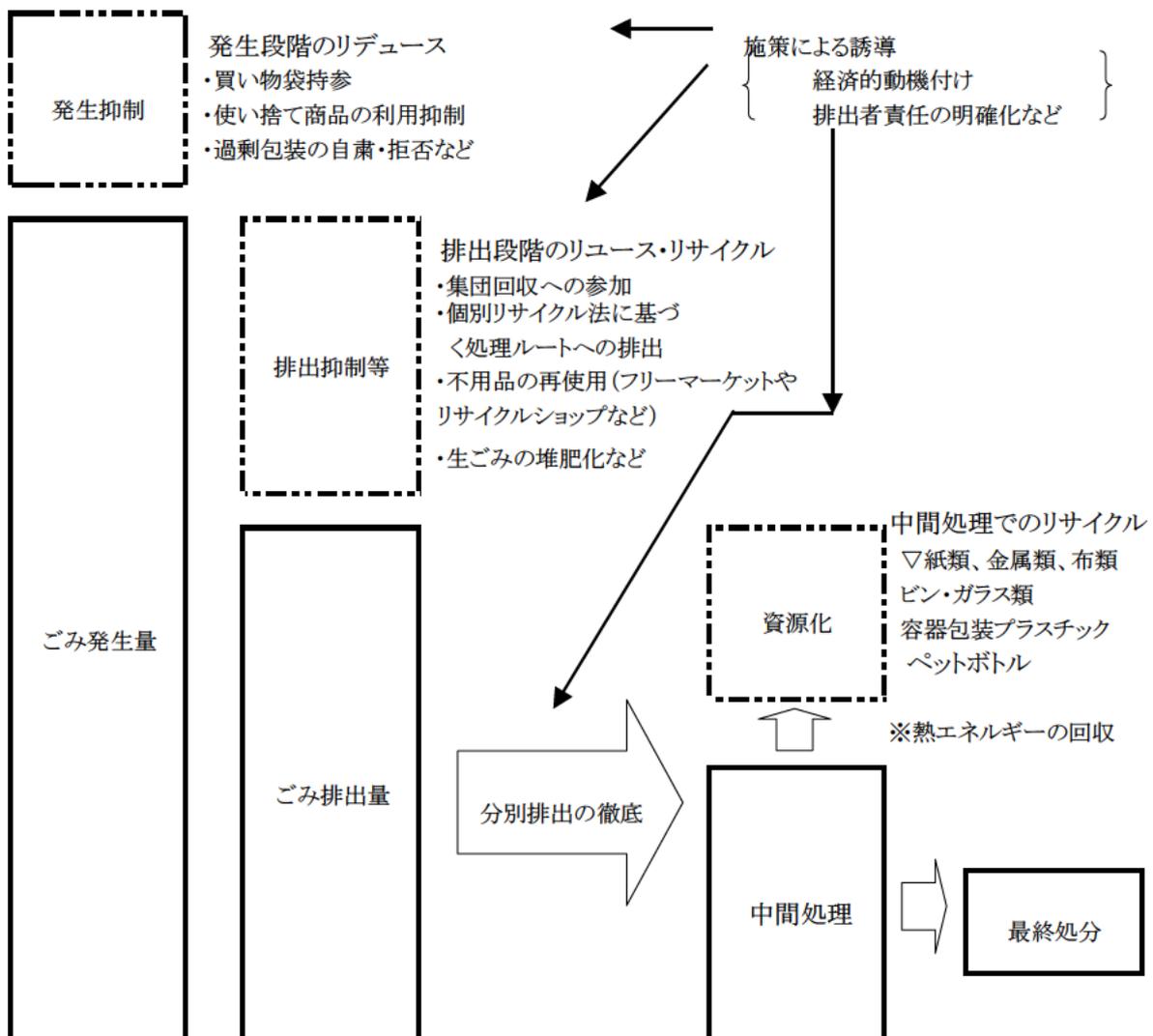
資源循環型社会を構築するためには、発生・排出・処理の各段階で市民・事業者・市が協働し、発生抑制・再使用・再生利用の3Rを推進することが大切です。

そのため、市は、情報の共有化を図り、経済的な誘導等による新たな施策を展開するなど、市民・事業者がごみ問題について考え、行動するための環境づくりを推進します。

発生排出段階では、ごみの発生抑制につながる環境にやさしい行動を促し、また、家庭系ごみ、事業系ごみの中には、再使用・再生利用できるものが含まれていることから、これらの循環的利用を促進していきます。

なお、ごみ処理に関しては、環境への負荷を低減させるよう、収集運搬、処理・処分それぞれの過程で、効率的・効果的な処理体制の確保に努めるとともに、適正な処理を推進していきます。

目標達成に向けたごみ減量・資源化の概要



I ごみの減量・資源化等の推進

1. 出てくるごみを減らす（リデュース）

【基本方針】

3Rを推進していく場合、まず発生段階における発生抑制を図ることが重要です。市民や事業者は、資源の消費者として、天然資源の採取や商品の製造・販売等の経済活動に伴う環境負荷とごみを排出することによる環境負荷を正しく認識し、環境にやさしい事業活動やライフスタイルを実践することが求められています。本市では市民や事業者の意識改革を積極的に進め、かつ具体的な行動を喚起するための施策を推進していきます。

(1) 環境にやさしい行動のための意識啓発

ごみの発生抑制を推進するためには、市民の自主的な取り組みが大変重要です。このため、引き続き、ごみ問題や環境問題に係る情報提供やPR等を充実することで、自ら率先してごみの発生抑制に取り組むための意識の醸成を図っていきます。

※環境にやさしい行動：買い物袋持参、過剰包装の拒否、使い捨て商品の利用抑制など

【短期施策（H25～H29）】

▽ごみツアー（施設見学）：見学施設を従来の市施設に民間資源化施設を追加するなど、ごみツアーを充実し、参加対象者の拡大を図っていきます。

▽パートナー講座：ごみ問題や環境問題等をテーマに、市民への啓発と情報の共有化を図っていきます。

▽リサイクル通信：市民・事業者へのごみ減量・リサイクル促進に関する情報提供として、引き続き、発行していきます。

▽その他：環境にやさしい行動を促すための情報を広報・ホームページ等に適宜掲載していきます。また、市内のさまざまなイベントで、ごみ減量・リサイクル促進等の啓発を行っていきます。

事業名		H25	H26	H27	H28	H29
ごみツアー	（施設見学）	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
ごみ減量 PR事業	パートナー講座	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
	リサイクル通信	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
	イベントでのごみ減量PR	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
	広報・ホームページ	継続	⇒	⇒	⇒	⇒

⇒：継続実施

(2) 松戸市ごみ減量・リサイクル協力店（クリンクル協力店）制度の充実

クリンクル協力店は、環境にやさしい事業活動を実践する小売販売店です。

このクリンクル協力店は、消費者との協働によるごみ減量・リサイクル活動を通じて、消費者である市民の環境にやさしいライフスタイルへの変革を進める上で、非常に重要な役割を担っています。

このため、クリンクル協力店と協働した施策を実施していくとともに、店舗数の拡大を図っていきます。

※環境にやさしい事業活動：レジ袋削減・過剰包装の自粛、店頭回収による資源化の促進、地域で開催されるフリーマーケットやバザー等への積極的な参加・協力など

【短期施策（H25～H29）】

▽店舗数の拡大：環境への関心が高まる中、事業者自らによるさまざまな環境への負荷を低減する取り組みが行われています。そこで、クリンクル協力店によるこれらの取り組みの紹介方法を充実するなど、協力店を積極的にPRし、協力店舗数の拡大を図っていきます。また、広報・リサイクル通信等でクリンクル協力店を積極的に紹介するとともに、商工会議所や商店会を通じてクリンクル協力店への加入促進を図っていきます。

▽協働事業の展開：買い物袋持参運動、過剰包装の自粛など、クリンクル協力店と協働により実施していきます。また、買い物袋の持参については、現況を把握するとともに普及に向けて積極的にPRを行っていきます。

事業名			H25	H26	H27	H28	H29
クリンクル 協力店制度 の充実	店舗数の拡大	検討・実施	→	→	→	→	→
	協力店の紹介方法の充実	検討・実施	→	→	→	→	→
	協働事業の展開	検討・実施	→	→	→	→	→

→検討・実施

(3) 生ごみの減量

家庭から排出されるごみの約25%は厨芥類であり、台所などから排出される生ごみです。市民一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルに転換し、「計画的な食品の購入」や「食べ残しを出さない」など、さらに「堆肥化や減量するために生ごみ処理容器等の使用」といった意識と行動を各段階で実践することによって生ごみの減量を進めることができると考えられます。

そこで、排出段階での生ごみの減量を進めるため、引き続き、生ごみ処理容器等の利用促進に向けた啓発を積極的に行っていきます。

【短期施策（H25～H29）】

▽生ごみ処理容器補助制度：補助制度を積極的にPRし、補助基数の拡大を図っていきます。

事業名		H25	H26	H27	H28	H29
生ごみ処理容器補助制度(基)	実施	130	140	150	160	170

(4) 分別排出の徹底

適正処理およびリサイクル等を推進するためには、市民に分別についての分かりやすい情報を提供することによって、さらに分別の徹底を図ることが重要です。

ごみの排出方法を示したパンフレット「ごみの分け方・出し方」は、分別排出の徹底や資源化の促進に重要な役割を担っていることから、常に分かりやすいものとなるよう努めます。

しかし、限られた紙面の中では、膨大な情報をお知らせすることができないため、新たに〃(仮称) 生ごみ処理ガイド〃を作成し、分別排出の徹底や資源化の促進を図っていきます。

また、ホームページでも周知していきます。

【短期施策（H25～H29）】

▽仮称「生ごみ処理ガイド」の作成：ごみの分け方・出し方などを分かりやすく示したガイドブックを作成します。

事業名		H25	H26	H27	H28	H29
生ごみ処理ガイドの作成	検討・実施	→	■	⇒	⇒	⇒

→：検討

■：新規実施

⇒：継続実施

▽ごみ排出方法の整備：燃やせるごみ排出に使用できる認定ポリ袋の利用促進を図っていきます。

事業名			H25	H26	H27	H28	H29
ごみ排出方法の整備	認定ポリ袋の利用促進	検討・実施	→	→	→	→	→

→：検討

(5) 廃棄物減量等推進員（クリンクル推進員）制度の充実

クリンクル推進員は、市民と市を繋ぐパイプ役として、その役割は非常に大切です。地域において、ごみ減量・リサイクルの促進等の取り組みが円滑に行われるよう、クリンクル推進員を中心に研修や意見交換会を実施するなど、推進員制度の充実を図っていきます。

【短期施策（H25～H29）】

▽研修会の開催：年1回開催

▽推進員の拡充：市と市民との協働に向け、地域に根ざしたごみの分別や排出等に関する指導者をさらに多く配置するとともに、広く人材を活用するため、貴重な人材であるクリンクル推進員OBの活用や公募による登用等を検討していきます。

事業名			H25	H26	H27	H28	H29
クリンクル推進員制度の充実	研修会の開催	検討・実施	→	■	⇒	⇒	⇒
	推進員の拡充	検討・実施	→	→	→	→	→

→：検討 ■：新規実施 ⇒：継続実施

(6) 家庭ごみの有料化

ごみの減量やリサイクルの促進には、経済的な誘導策が有効であることが、多くの市の実践例で示されています。

また、ごみ処理は税金により賄われていますが、ごみの減量に努力している人とそうでない人では、ごみの排出量に著しい差が見られます。

このことは、排出量に見合うごみ処理費用の負担であるとはいえず、ごみの減量に努力している人が適正に評価される仕組みが必要です。

そこで、市民のごみ減量努力が適正に評価されるとともに、市民のごみ問題に対

する意識が一層高められ、最終的にはごみの発生抑制や再使用、リサイクルの促進が期待できる家庭ごみの有料化について、実施に向け検討していきます。

事業名		H25	H26	H27	H28	H29
家庭ごみの有料化	検討	→	→	→	→	→

→：検討

(7) 事業系ごみ対策

資源循環型社会を構築するためには、事業者の役割はとても重要です。

事業者は、その事業活動の中で発生するごみについて、排出者責任を自覚し、適正な管理および処理をしなければなりません。

そこで、事業者に対して、ごみ問題や環境問題に係る啓発等を行うとともに、適正処理および減量・リサイクル等について指導を行っていきます。

また、拡大生産者責任を踏まえた事業者の責務等について、今後も他自治体と連携を図りながら、製造事業者等と自治体の役割分担の見直しや店頭回収などの自己回収システムの促進、関係法令等の改正などを千葉県や全国都市清掃会議等を通じて国に要望していきます。

① 多量排出事業者対策

多量排出事業者には、事業所毎に減量計画書の提出を義務付け、一般廃棄物管理責任者を置くこととしていますので、その管理責任者を通して、ごみの減量・リサイクルの促進および事業者責任の徹底を求めています。

【短期施策（H25～H29）】

▽研修会の開催：ごみの減量・リサイクルの促進および事業者責任の徹底を求めていくため、一般廃棄物管理責任者に対して研修を実施していきます。

▽減量計画書に：減量計画書に基づき、ごみ減量・リサイクルの促進を求めていく基づく指導 ます。

事業名		H25	H26	H27	H28	H29	
多量排出事業者対策の強化	研修会の開催	検討・実施	→	→	■	⇒	⇒
	減量計画書に基づく指導	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

→：検討 ■：新規実施 ⇒：継続実施

② 多量排出事業者以外の事業者対策

多量排出事業者以外の事業者には、発生抑制や再使用・再生利用等に関する情報を提供するとともに、事業系ごみ処理状況の届出制度を活用して、個々の事業所の排出実態の把握に努め、適正処理および減量・リサイクル等について適切な指導を行っていきます。

また、ごみの排出量が少ない事業者および店舗併用住宅の事業者の一部は、家庭ごみ集積所を利用しているケースがあり、事業者責任を果たしているとはいえない状況にあります。

そこで、このような事業者に対して、引き続き、許可業者への委託又は施設への自己搬入について指導を行っていくとともに、複数の事業者のグループ化など、確実に事業者責任を果たせる仕組みの構築を図っていきます。

【短期施策（H25～H29）】

▽研修会の開催：排出事業者のごみに対する意識が高められるよう、商工会議所や商店会との連携による研修会を開催していきます。

▽処理状況届出書：事業系ごみ処理状況の届出制度を活用し、個々の事業所の排出実態の把握に努め、より適切な指導を行っていきます。

事業名		H25	H26	H27	H28	H29
多量排出事業者以外の事業者対策強化	研修会の開催	→	→	■	⇒	⇒
	処理状況届出書に基づく指導	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

→：検討 ■：新規実施 ⇒：継続実施

③ 事業系ごみの排出基準・受入基準の見直し

搬入される廃棄物を適正に処理するため、既に事業系ごみの排出基準や受入基準を定めていますが、排出されるごみの内容は時代とともに変化していることから、今後も必要に応じて排出基準や受入基準等を見直すなど、事業系ごみの適正処理を一層推進していきます。

【短期施策（H25～H29）】

▽排出・受入基準の見直し：必要に応じて見直しを行っていきます。

事業名		H25	H26	H27	H28	H29
排出・受入基準の見直し	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

⇒：継続実施

④ 廃棄物処理手数料の見直し

現在の廃棄物処理手数料は、ごみ処理原価より安く設定されています。

このため、事業系ごみについては、ごみ減量・リサイクルについて経済的インセンティブ（誘因）が働きにくくなっています。

事業系ごみについては、自己の責任で処理することが原則となっているので、その処理手数料については、応分の負担を求める必要があります。

このため、廃棄物処理手数料については、引き続き、必要に応じて見直しを行い、排出抑制やリサイクルの推進を図っていきます。

【短期施策（H25～H29）】

▽廃棄物処理手数料の見直し：処理コストや景気の動向を見ながら、手数料の見直しを行います。その後も引き続き、必要に応じて見直しを行っていきます。

事業名		H25	H26	H27	H28	H29
廃棄物処理手数料の見直し	検討・実施	→	■	⇒	⇒	⇒

→：検討 ■：実施 ⇒：継続実施

2. ごみにしないで繰り返し使う（リユース）

【基本方針】

ごみを削減するためには、発生抑制（リデュース）や再生利用（リサイクル）を進めるとともに、物の使い捨てをやめて、一度使用した物をそのままの形で繰り返し使う再使用（リユース）が大切なことから、リユースに関する情報提供などを行い、再使用の促進を図っていきます。

(1) 再使用の促進

不用品の再使用を進めるため、リユースショップ等に関する情報の提供を行っていきます。

【短期施策（H25～H29）】

事業名		H25	H26	H27	H28	H29
リユースショップ等の情報の提供	検討・実施	■	⇒	⇒	⇒	⇒

■：実施 ⇒：継続実施

(2) 粗大ごみの再使用促進

粗大ごみの中には、まだ使用できる物があります。物を大切に長く使うという観点から、再使用促進に向けた検討を行っていきます。

【短期施策（H25～H29）】

▽粗大ごみの再使用促進事業：粗大ごみ再生事業（粗大ごみとして出された木製品類（タンス・机・本棚など）の中から、まだ使える物を再生し、販売する）は平成22年事業仕分けで費用対効果の観点から廃止となりましたが、新たな方法により粗大ごみの再使用促進に向けた検討を施設整備に併せて行っていきます。

事業名		H25	H26	H27	H28	H29
粗大ごみの再使用促進事業	検討・実施	→	→	→	→	→

→検討・実施

(3) リユース食器の利用促進

イベント等で使用する食器を、使い捨ての食器から繰り返し使える食器に変えることで、天然資源の節約やごみの発生抑制などに効果があることから、リユース食器の利用促進を図っていきます。

【短期施策（H25～H29）】

▽リユース食器の情報の提供：イベント等のごみを減量するため、リユース食器のレンタル情報等を提供するなど、リユース食器の利用促進を図っていきます。

事業名		H25	H26	H27	H28	H29
リユース食器の情報の提供	検討・実施	→	→	→	→	→

→：検討

3. 資源として活用する（リサイクル）

【基本方針】

リサイクルは、天然資源の採取やごみ処理等に伴う環境負荷を低減し、資源を節約する有効な手段として位置付けられています。

近年、資源の循環的利用が求められる中、町会・自治会・子ども会・PTA等のさまざまな市民団体による集団回収が活発に行われるほか、民間事業者による剪定枝・食品残渣・廃食用油などの新たな資源化への取り組みが始まっています。

そのため、現在、民間レベルで展開されている回収ルートを活用するとともに、その拡大に向けて積極的に支援していきます。

(1) 集団回収の推進

ビン・缶・古紙・布類およびペットボトルは、民間においてリサイクルルートが確立されていることから、集団回収を全市的に拡大し、民間による資源化の促進を図っていきます。

【短期施策（H25～H29）】

▽集団回収のPR：集団回収を実施していない地域やペットボトルのみを回収する団体があるため、集団回収制度を積極的にPRし、集団回収の拡大・拡充を図っていきます。また、町会・自治会等に入らず地域の集団回収に参加できない人がいることから、引き続き、すべての人が参加できるよう実施団体に働きかけていきます。

事業名			H25	H26	H27	H28	H29
集団回収の拡大	集団回収のPR	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

⇒：継続実施

(2) 小型家電製品のリサイクルの推進

小型家電製品については、破砕、圧縮処理を施して金属物等のリサイクルを行ってきましたが、ベースメタル、レアメタルの回収を目的に新たな制度が制定されました。これにより小型家電機器のリサイクルルートが確立されてきたため、この新たな制度を活用した小型家電機器等のリサイクル促進をしていきます。

事業名		H25	H26	H27	H28	H29
小型家電機器等の再資源化促進	検討・実施	→	■	⇒	⇒	⇒

→：検討・実施 ■：実施 ⇒：継続

(3) 剪定枝等の資源化

市内で発生した剪定枝等は、年間約7,000t(平成24年度)あります。近年、剪定枝等で作られた堆肥が製品化されてきていることから、剪定枝等については、民間事業者によるチップ化・堆肥化等の資源化の推進を図っていきます。

【短期施策 (H25～H29)】

▽剪定枝等の資源化事業：剪定枝等の再生利用を図るため、資源化を検討していきます。

年 度		H25	H26	H27	H28	H29
剪定枝等の資源化事業	検討・実施	→	→	→	→	→

→：検討・実施

(4) 食品残渣の資源化

生ごみを減量・資源化することは、焼却量の削減につながり、環境への負荷が低減されます。そこで、家庭での生ごみの減量・資源化は、生ごみ処理機の利用等により促進を図っていきますが、まとまって排出される事業系の食品残渣物は、食品リサイクル法に基づく再生利用が進められていることから、民間ルートを活用を目指し、減量・リサイクルの促進を図っていきます。

また、廃食用油の資源化については、自動車燃料への利用が進展してきていることから、回収拠点の拡充を検討していきます。

【短期施策 (H25～H29)】

▽食品残渣の資源化：食品残渣を排出する事業者には、再生利用等に関する情報を提供するなど、食品リサイクル法に基づく再生利用事業者による処理への誘導を図っていきます。また、小・中学校からの給食残渣の資源化については、平成24年度から一部の学校で実施されていますが、更に拡大をしていきます。

▽廃食用油の資源化：家庭から出る廃食用油の資源化については、バイオディーゼル燃料等として再利用するため、回収拠点の拡充を検討していきます。

年 度		H25	H26	H27	H28	H29
食品残渣排出事業者への啓発	検討・実施	→	→	→	→	→
学校給食残渣の資源化	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
家庭廃食用油の拠点の拡充	実施・継続	→	■	⇒	⇒	⇒

→：検討・実施 ■：実施 ⇒：継続

4. 環境・ごみの減量・リサイクル学習の充実

次代を担う子供たちが、ごみの問題について、正しい理解を深め、自ら考えて行動できるようになることは、資源循環型社会の構築にとって、非常に重要なことです。そのため、地球環境問題への影響を含めた総合的かつ効果的な学習のための情報を提供していきます。

【短期施策（H25～H29）】

▽情報提供の充実：小・中学生を対象として、現在実施している社会科副読本への情報提供を充実させるとともに、問題意識を持てるような学習機会を提供していきます。

事業名		H25	H26	H27	H28	H29
社会科副読本への情報提供	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ごみ減量講座	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

⇒：継続実施

5. 市民・事業者・市の連携

市民・事業者・市は、資源循環型社会を構築する上での主役であり、個々の活動だけでは達成が困難であることから、相互に連携して取り組まなければなりません。そのため、情報の共有化や相互の連携を強化し、交流する機会の創出に努めていきます。

【短期施策（H25～H29）】

▽市民活動等との協働の推進：市民活動団体等が自分達で考え・企画し・自主的に行うごみの減量・リサイクルや啓発等のさまざまな事業について協働して取り組んでいきます。（市民活動団体とごみの減量に関する協働事業を平成23年度実施）

▽情報の共有化：資源循環型社会を構築していくためには、市民・事業者および市が、同じ目的を共有し、協働して進めていく必要があることから、関係者との情報の共有化を一層推進していきます。

事業名		H25	H26	H27	H28	H29
市民活動等との協働の推進	検討・実施	→	→	→	→	→
情報の共有化	検討・実施	→	→	→	→	→

→：検討・実施

II ごみの適正処理の推進

1. 収集計画

【基本方針】

収集については、ごみ処理の各段階で、唯一、直接的に市民がかかわる部分であることから、ライフスタイルの多様化や高齢化社会に配慮するなど、常に最適な収集体制の構築を図っていきます。

また、環境にやさしい事業を推進するため、環境負荷を抑えた収集体制を目指していきます。

(1) 家庭系ごみの収集体制

家庭から排出されるごみは、袋収集を原則として、委託による収集とします。

収集方法については、現行のステーション収集方式では、だれが出したか明確でなく、分別や排出マナー等に課題があることから、排出者責任が明確になることによって分別排出が徹底される戸別収集の実施に向けて準備を進めていきます。

戸別収集の実施時期については、相乗的にごみ減量が期待されることから、できる限り、家庭ごみ有料化と併せて実施していきます。

また、家庭ごみ有料化に併せて指定袋制度の導入も図っていきます。

事業名			H25	H26	H27	H28	H29
収集体制の見直し	戸別収集	検討・実施	→	→	→	→	→
	指定袋制度	検討・実施	→	→	→	→	→

→：検討・実施

(2) 事業系ごみの収集体制

事業所等から排出されるごみについては、事業者責任を基本として、施設へ搬入する場合は、自己搬入または市の許可を受けている一般廃棄物処理業者への委託で対応します。

(3) クリーンエネルギー自動車の導入

収集時における環境負荷の低減に向け、ごみ収集車については、地球環境に配慮したクリーンエネルギー自動車の導入を促進していきます。

事業名			H25	H26	H27	H28	H29
クリーンエネルギー自動車の導入(台)	委託車両等	実施	2	2	2	2	2

2. 中間処理計画

【基本方針】

ごみの適正処理と資源の効率的回収を目指した施設および処理体制の整備を図っていきます。

そこで、法令等に基づく基準を遵守した適正な運転管理および環境保全対策を継続するとともに、中間処理段階での資源回収やエネルギー回収を推進し、処理処分が必要なものについては、環境負荷の低減に努めながら適正に処理を行っていきます。

なお、処理施設の整備については、新たな技術の導入も視野に入れ、計画的に必要な整備を行うことで、排出されるごみを安定的かつ効率的に処理するとともに、施設の延命化を図っていきます。

(1) 焼却処理

クリーンセンター・和名ヶ谷クリーンセンターの2つを焼却施設用地として位置づけ、施設整備を行っていきます。現在、焼却されるごみ量から、クリーンセンター稼働期限までは、2施設での処理体制を堅持することで安定的な処理を行っていきます。

また、安定した焼却処理体制を確保するため、日常および定期的な点検整備を行い、施設の適正な処理能力を確保していきます。

クリーンセンターの稼働停止後、市内の焼却処理施設は和名ヶ谷クリーンセンター1施設になるため、新焼却施設を現クリーンセンター用地に建設することを含め検討するとともに、焼却処理を近隣市・民間事業者へ協力を求めています。

なお、近隣市・民間事業者へ搬出するにあたり、中継処理施設、ストックヤード等が必要となることから、六和クリーンセンター跡地を含めた場所での建設を検討・協議していきます。

また、広域的な処理についても調査・研究を行っていきます。

(クリーンセンター)

- 年間焼却量の約40%を焼却します。
- 搬入物は、「燃やせるごみ」のうち家庭系ごみを対象とします。
- 基幹的整備(平成20年度から平成21年度まで)をすでに終えており、平成31年度まで稼働していきます。
- 稼働停止後、焼却処理施設等の清掃施設の建て替えを検討していきます。

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
稼働状況	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
検討・準備・解体		検討	準備	準備	準備	設計	発注	■

■ : 実施 ⇒ : 継続稼働

(和名ヶ谷クリーンセンター)

- 年間焼却量の約60%を焼却します。
- 搬入物は、「燃やせるごみ(家庭系・事業系)」、「その他のプラスチックなどのごみ」「粗大ごみ(木製)」を対象とします。
- 基幹的整備を平成24年度から平成26年度にかけて実施し、平成41年度までの稼働を目指します。

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
基幹的整備	■	■						
稼働状況	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

■ : 実施 ⇒ : 継続稼働

(六和クリーンセンター)

- 休止している現在の建築物を解体し、ごみの中継施設やストックヤード等、焼却処理施設以外の清掃関連施設での跡地利用を検討していきます。

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
解体	→	→	準備	準備	■			
検討・準備・稼働		検討	準備	準備	準備	準備	建設	⇒

→ : 調査、検討 ■ : 実施 ⇒ : 稼働

(2) 資源選別処理

資源選別処理については、民間事業者により処理する品目の拡大を含めて検討していきます。

また、小型家電リサイクル法に基づく小型家電の安定的処理が図れるよう、検討を行っていきます。

(資源リサイクルセンター)

- 搬入物は、「資源ごみ（小型家電を含む）」、「有害ごみ」、「粗大ごみ（電化製品類・金属製品類等）」、「陶磁器・ガラスなどのごみ」を対象とします。
- 日常および定期的な点検整備を実施し、施設の適正な処理能力を確保していきます。

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
稼動状況	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
民間委託	→	→	→	→	→	→	→	→

→：検討 ⇒：継続稼動

(3) 圧縮梱包処理

容器包装リサイクル法に基づくプラスチック及びその他プラスチックのごみの安定的な処理が図れるよう、検討を行っていきます。

(日暮クリーンセンター)

- 搬入物は、「リサイクルするプラスチック」、「その他のプラスチックなどのごみ」の一部、「粗大ごみ（大型プラスチック製品類）」を対象とします。
- 大規模な修繕工事を含め、施設整備の検討を行っていきます。

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
稼動状況	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

⇒：継続稼動

(4) 粗大ごみ処理

処理施設が3か所あり、中間処理後の残渣物は施設間移動を行って処理していることから、効率的な処理体制を確立する必要があるため、すべての粗大ごみを1か所で処理できる施設の整備を平成32年度以降の稼働を目指して検討していきます。

(5) 環境保全対策

ごみ処理施設および日暮最終処分場の運転・維持管理にあたっては、周辺環境への影響を防止することを最優先に、十分な公害防止対策を講じます。

また、焼却処理に伴うダイオキシン類の環境問題に対しては、定期的モニタリング（監視）を実施し、結果を公表していきます。

【短期施策（H25～H29）】

▽ダイオキシン類測定結果の公表：引き続き、ダイオキシン類の測定結果を広報等で公表します。

事業名		H25	H26	H27	H28	H29
ダイオキシン類測定結果の公表	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

⇒：継続実施

3. 最終処分計画

【基本方針】

本市の最終処分は、その大部分を市外・県外の民間最終処分場に処分を委ねていることから、3Rの取り組みを推進するとともに焼却残渣等の資源化に努め、最終処分量の削減を図っていきます。

なお、安定して最終処分ができるよう、今後も最終処分先の確保に向けて民間事業者並びに関係自治体との良好な関係の維持を図っていきます。

(1) 日暮最終処分場

市内で唯一の直営の最終処分場である日暮最終処分場では、周辺環境に配慮した適正な維持管理の下、埋め立て処分を行っていきます。また、跡地利用計画についても検討を行っていきます。

- 埋立物は、資源リサイクルセンターにおける中間処理（破砕）後の不燃残渣を対象とします。

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
埋立て	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
跡地利用検討	→	→	→	→	→	→		

→：検討・協議 ⇒：継続実施

(2) 直営最終処分場の確保

直営最終処分場の確保の可能性について検討していきます。

(3) 広域最終処分場の建設促進

広域最終処分場の建設を目指し、近隣自治体との連携を図り、国や県に対して働きかけを行っていきます。

(4) 民間最終処分場の確保

最終処分計画に支障が生じないように、民間事業者並びに関係自治体との良好な関係の維持を図り、民間最終処分場の安定的な確保に努めていきます。

4. 災害時等におけるごみ処理対策

災害発生時のごみ処理を円滑に推進するため、「松戸市震災廃棄物処理計画」を策定します。

また、ごみ処理施設における不慮の事故等により、計画的な処理ができない緊急時の処理体制確保に向け、県内関係機関との協力体制を推進していきます。

【短期施策（H25～H29）】

▽震災廃棄物処理計画：同計画を策定します。

事 業 名		H25	H26	H27	H28	H29
震災廃棄物処理計画	策定	→	■			

→：検討・実施 ■：策定

5. 不法投棄対策の推進

不法投棄は、良好な生活環境を保全する上で大変重要な問題です。

ごみの適正処理について、市民および事業者に対し啓発を行うとともに、市民の協力を得ながら、現行の不法投棄パトロールのほか、県・警察との連携等により監視体制の強化を図っていきます。

また、不法投棄が多発する地域については、監視カメラの設置等の対策を検討していきます。

【短期施策（H25～H29）】

▽監視体制の強化：不法投棄が多発する地域での監視カメラの設置を検討していきます。

事業名	H25	H26	H27	H28	H29
監視体制の強化	→	→	→	→	→

→：検討・実施

6. 在宅医療廃棄物の処理

在宅医療廃棄物については、その性状等から集積所に多量に排出された場合、市民が医療機関からの感染性廃棄物と誤解を招く恐れがあり、また収集作業時の針刺し事故等により感染する危険性があることから、現在は受診医療機関等での処分を原則としています。

しかし、今後は、高齢化社会の進展や医療技術の向上とともに、在宅における医療行為の増加が予想されることから、関係機関と協議を行い、処理体制の確立を図っていきます。

【短期施策（H25～H29）】

▽処理体制の確立：関係機関との協議により排出ルールを策定します。

事業名	H25	H26	H27	H28	H29
処理体制の確立	→	→	→	→	→

→：検討・実施

7. 適正処理困難物等の処理

市の施設での処理が困難な適正処理困難物や排出規制物について、事業者による引取りシステムの整備を促すとともに、国・県に対しても要望をしていきます。

第5章 計画の推進

1. ごみ処理基本計画の進行管理
2. 情報公開
3. コスト管理

第5章 計画の推進

1. ごみ処理基本計画の進行管理

計画の推進にあつては、ごみ処理基本計画推進会議で各施策の進捗状況の進行を管理していきます。

なお、必要に応じて審議会等を設置し、施策の点検・評価を行うものとします。

2. 情報公開

市民・事業者と情報を共有するため、ごみ量や経費等に関するデータについては、事業概要のほか、広報・ホームページにより広く情報を公開していきます。

3. コスト管理

効率的な廃棄物行政の展開が求められることから、清掃事業について検証・見直しを行うとともに、今後ともコスト削減に努めていきます。

なお、処理コストに関しては、費用対効果が優れた事業への改善に努めるべく国が策定した一般廃棄物会計基準などの活用を含め検討していきます。

資

料

用語集

■循環型社会

廃棄物等の発生を抑制し（なるべくごみを出さないこと）、廃棄物等のうち有用なものを循環資源として利用（ごみをできるだけ資源として使うこと）、適正な廃棄物の処理（どうしても使えないごみはきちんと処分すること）をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことです。

■循環型社会形成推進基本法

環境基本法の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律です。

■廃棄物処理法（廃棄物処理及び清掃に関する法律）

現状に即した廃棄物の処理体制を確立し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。

■資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

事業者等に対して3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを求め、循環型経済システムの形成を促進することを目的とした法律です。

■容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

家庭等からごみとして排出される容器包装について、消費者・市町村・事業者の各々の責任を分担し再商品化（リサイクル）を促進するための法律です。

■家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

家庭や事業所から排出された家電製品（エアコン・ブラウン管テレビ・冷蔵庫・洗濯機）から、有用な部品や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。

■食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品の製造や調理過程で生じる動物性残渣、食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残し等の食品廃棄物を肥料、飼料等に有効利用を推進するための法律です。

■建設資材リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

一定規模以上の建設工事については、特定建設資材廃棄物を基準に従って工事現場で分別解体し、再資源化等を義務付けた法律です。

■自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化に関する法律）

廃車廃棄物の低減のため、自動車メーカーがフロン類、エアバッグ、シュレッターダストの3品目をリサイクルし、その費用を自動車所有者が支払うという法律です。

■環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響があつて、公害の発生や自然環境の破壊といった環境の保全上の支障が生じる恐れのある環境への影響のことをいいます。

■グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）

国等による環境物品等の調達の推進、情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めた法律です。

■小型家電リサイクル法

小型家電リサイクル法は、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律です。

■廃棄物処理法に基づく基本方針

廃棄物処理法に基づいて、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を達成するために必要な事項を環境大臣が定めています。

■拡大生産者責任（EPR：Extended Producer Responsibility）

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的または財政的に一定の責任を負うという考え方です。

■協働

市民・事業者・市が、それぞれの役割と責務を明らかにし、協力、連携してまちづくりなどの事業を進めていくことによって築いていく相互の信頼関係のことをいいます。

■3R

3Rは、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの英語の頭文字を表し、その意味は次のとおりです。

■Reduce（リデュース：発生抑制）

ごみを減らす一番大切な方法は、ごみを出さないことです。

無計画な買い物は、ごみを必要以上に増やす結果を生む場合があるので注意しまし

よう。

- ・買い物袋を持参して買い物を
- ・過剰包装のお断り
- ・レンタルの利用
- ・使い捨て商品の見直し

■ R e u s e (リユース：再使用)

いらなくなった物をごみとして捨てる前に、何かに使えないかを考えてみましょう。自分ではもういらないと思っても、必要としている人がいることもあります。リユースは、一番経費のかからないリサイクルといえます。

- ・修理してもう一度使う
- ・詰め替え商品を利用する
- ・必要な人に譲る (リサイクルショップ・フリーマーケットなど)
- ・別な用途を考える

■ R e c y c l e (リサイクル：再生利用)

ごみを減らし、何度も再使用しても、どうしても残ってしまった場合の最後の手段がリサイクルです。リサイクルには、ごみを減らすだけでなく、資源の節約、地球温暖化の防止など、地球環境にやさしい効果もたくさんあります。

- ・エネルギーの節約
- ・汚染物質削減
- ・限りある資源の有効利用
- ・埋め立てごみ量の減少

■原単位 (一人一日当たりの排出量)

原単位 = 公共処理量 ÷ 人口 (毎年10月1日現在) ÷ 暦日日数

■リサイクル率

リサイクル率 = (公共資源化量 + 集団回収量) ÷ (公共処理量 + 集団回収量) × 100

■集団回収

家庭から排出されるごみの減量および資源の有効活用のため、市に登録を受けた町会等および回収業者がリサイクル活動を実施します。

■廃棄物減量等推進員 (クリンクル推進員)

再生利用等による廃棄物の減量、一般廃棄物の適正処理等に熱意と識見を有する者で、市が委嘱を行い、市の施策への協力その他の活動を行います。

■松戸市ごみ減量・リサイクル協力店 (クリンクル協力店)

ごみ減量・リサイクル活動を積極的に実施する小売販売店を松戸市ごみ減量・リサイクル協力店と認定することにより、消費者と店舗等との相互協力によるごみ減量・リサイクル運動の促進を図る制度です。

■ごみツアー

市清掃施設を広く市民に見学してもらい、清掃事業に対する関心と理解を深めていただき、一層のごみ減量化意識の向上を図るものです。

■パートナー講座

「ごみとリサイクル」など、市民の関心の高いテーマについて、地域団体や市民グループ等からの要請を受けて、市職員が直接地域に出向き、説明・情報提供・意見交換等を行うものです。

■熱回収

ごみを燃やすことにより発生する熱を、利用可能な熱エネルギーとして回収することです。市では、蒸気として回収し、発電に利用したり温水プール等の熱源として利用しています。

■バイオディーゼル（BDF）

バイオディーゼルは、菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの生物由来の油や、各種廃食用油（てんぷら油など）から作られ、従来の軽油に混ぜてディーゼルエンジン用燃料として使用できるため、CO₂削減の手段として注目されています。

■クリーンエネルギー自動車

クリーンエネルギー自動車には、電気自動車・ハイブリッド自動車・天然ガス自動車やメタノール自動車などがあります。電気自動車は、電気で走り排気ガスを出しません。ハイブリッド自動車は、ガソリンエンジンと電動モーターを組み合わせることで効率良く走るため排気ガスが減ります。天然ガス自動車やメタノール自動車は、炭素や有害物質の少ない燃料を使うので、排気ガスの中の二酸化炭素や硫黄酸化物などが減ります。

■一般廃棄物会計基準

市町村等が行う廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、技術的な支援を行うことを目的として、環境省が策定したコスト分析手法（費用分析の対象となる費目の定義、共通経費などの配賦方法、減価償却方法など、標準的な分析手法を定めたもの）です。

市処理施設概要

■ 焼却処理施設

施設名称	クリーンセンター
所在地	松戸市高柳新田37番地
稼動年月日	昭和55年12月
処理対象	燃やせるごみ
処理能力	200t (100t/24h×2基)
余熱利用	プール・老人福祉センターへ熱供給
運営形態	直営および運転業務委託

施設名称	和名ヶ谷クリーンセンター
所在地	松戸市和名ヶ谷1349番地の2
稼動年月日	平成7年10月
処理対象	燃やせるごみ、その他のプラスチックなどのごみ、粗大ごみ(木製品類等の可燃性物)
処理能力	300t (100t/24h×3基)
余熱利用	工場内給湯・冷暖房及び和名ヶ谷スポーツセンターへ熱供給 発電(発電規模 2, 238Kw、平成27年度から3, 100Kw)
運営形態	直営および運転業務委託

■ 資源化処理施設および有害物保管施設

施設名称	資源リサイクルセンター
所在地	松戸市松飛台286番地の15
稼動年月日	昭和56年4月
処理対象	資源ごみ(紙類を除く)、有害ごみ、粗大ごみ(電化製品類・金属製品類等)、陶磁器・ガラスなどのごみ
処理方式	破碎、選別、圧縮
処理能力	50t/5h
運営形態	直営および運転管理業務委託

■ 圧縮梱包処理施設

施設名称	日暮クリーンセンター
所在地	松戸市五香西5丁目14番地の1
稼動年月日	昭和63年4月
処理対象	リサイクルするプラスチック、その他のプラスチックなどのごみ、粗大ごみ（大型プラスチック製品類）
処理方式	破碎・選別・圧縮梱包
処理能力	破碎：剪断式破碎機 5 t / 5 h 圧縮梱包機 80 t / 5 h （40 t / 5 h × 2 基）
運営形態	直営および運転管理業務委託

■ 最終処分場

施設名称	一般廃棄物日暮最終処分場
所在地	松戸市五香西5丁目35番地の8
埋立開始	昭和60年4月
面積	9,440 m ² （埋立地面積 8,587 m ² ）
埋立容量	35,727 m ³
運営形態	直営

国・千葉県の目標値

項目	国の設定した目標値		県の設定した目標値
	廃棄物処理法の基本方針	循環型社会形成推進 基本計画	
策定年月	平成 22 年 12 月	平成 25 年 5 月	平成 23 年 3 月
基本法令	廃棄物処理法	循環型社会形成推進 基本計画	廃棄物処理法
排出量に係る 目標値	<p>目標年次:平成 27 年度 <一般廃棄物> ○現状(平成 19 年度)に対して年間排出量(集団回収分を含む)約 5%削減する。</p>	<p>目標年次:平成 32 年度 <家庭系一般廃棄物> ○平成 12 年度に対して 1 人 1 日当たり排出量(資源回収されるものを除く)約 25%削減する。</p> <p><事業系一般廃棄物> ○平成 12 年度に対して 1 日当たり排出量(資源回収されるものを除く)を約 35%削減する。</p>	<p>目標年次:平成 27 年度 <一般廃棄物> ○1 人 1 日当たり排出量を 960g以下とする。</p>
再生利用に係る 目標値	<p>目標年次:平成 27 年度 <一般廃棄物> ○再生利用率を約 25%にする。</p>		<p>目標年次:平成 27 年度 <一般廃棄物> ○リサイクル率を 30%以上とする(集団回収分を含む)。</p>
最終処分に係 る目標値	<p>目標年次:平成 27 年度 <一般廃棄物> ○年間最終処分量を現状(平成 19 年度)の約 22%に削減する。</p>		<p>目標年次:平成 27 年度 <一般廃棄物> ○最終処分量を現状(平成 20 年度)に対して 22%削減する。</p>

松戸市ごみ処理基本計画

- 発行 松戸市
〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5
- 編集 松戸市 環境部
-